

令和7年5月20日
こども青少年・教育委員会
こども青少年局

機構及び事務分掌

(令和7年5月)

こども青少年局

こども青少年局
局長 福嶋 誠也

総務部

部長 白井 正和
担当部長 永松 弘至
担当部長 岩田 眞美
(医務担当、こども保健医務監)
<教育委員会事務局学校教育部
医務担当部長兼務>

青少年部

部長 田口 香苗

総務課

課長 村上 和孝
<危機管理推進担当兼務>

企画調整課

課長 原 弘岳
担当課長 馬淵 由香
(パマトコ推進担当)
担当課長 霧生 浩司

監査課

課長 岡崎 有希

青少年育成課

課長 森脇美也子

庶務係

係長 五十棲友美
担当係長 高橋百合子
担当係長 佐藤 真知
担当係長 高瀬 博子
担当係長 近江 志穂
担当係長 那須 康二
担当係長 尾形花菜子

企画調整係

係長 佐々木佑輔
担当係長 後藤 佑介
担当係長 荒木 波香
(パマトコ推進担当)
担当係長 三橋 広樹
(パマトコ推進担当)
担当係長 岡林 宏暁

担当係長 山本 淳一
担当係長 大村 直子
担当係長 松本 慶子
担当係長 大河原晶子
担当係長 今井田浩和
担当係長 杉山 裕一
担当係長 柏村 瑞枝
担当係長 恒川 賢史
担当係長 大岩 真人
担当係長 下瀬 久子
担当係長 岡野 恵美

担当係長 東 明徳
担当係長 陣田 翼

- 1 局内の文書
- 2 局内の事務事業の連絡調整
- 3 局の危機管理
- 4 他の部、課及び係の主管に属しないこと

経理係

係長 安田 翔

- 1 局内の予算及び決算
- 2 局内の予算執行の調整
- 3 物品の出納保管
- 4 局内の財産管理
- 5 その他経理

職員係

係長 小澤 祐大
担当係長 大石 美香

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修、育成等
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理
- 3 局所属職員等の人事
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務
- 5 局内の組織

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整
- 2 こども及び青少年に係る統計調査(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- 3 横浜市児童福祉審議会
- 4 横浜市子ども・子育て会議
- 5 子ども・子育て支援新制度に係る総合的な企画、調整及び推進
- 6 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に関する企画及び連絡調整
- 2 社会福祉法人(児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。)の設立、定款変更、解散、合併の認可等
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令
- 5 児童福祉施設等の監査
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等
- 7 社会福祉連携推進法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第128条第1号イの社会福祉連携推進法人をいう。以下同じ。)(児童福祉に係る事業のみを行う法人のみを社員とする者に限る。)の認定、定款変更、監督等
- 8 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整
- 3 青少年育成団体
- 4 青少年指導員
- 5 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理
- 6 公益財団法人よこはまユース
- 7 部内他の課の主管に属しないこと

保育・教育部

部長 渡辺 将
＜保育士人材育成シニアリーダー兼務＞
担当部長 飯田 学
（保育対策等担当）

青少年相談センター
所長 山崎三七子

副所長 大津草絵子
担当係長 山田 麻依
（相談支援担当）

- 1 青少年に関する総合相談
- 2 青少年の自立及び社会参加の支援
- 3 青少年の問題に関する情報の収集及び提供
- 4 その他市長が必要と認める事項

放課後児童育成課
課長 河原 大

担当係長	江場 貴之
担当係長	米山 知
担当係長	奈木 修人
担当係長	井上 響
担当係長	八島 幸恵
担当係長	小室 達郎

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整
- 2 放課後キッズクラブ事業
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業
- 4 放課後児童健全育成事業

保育・教育支援課

課長 大槻 彰良
担当課長 八木 慶子
（人材育成・向上支援担当）
＜保育士人材育成リーダー兼務＞
担当課長 谷口 なおみ
（幼保小連携担当）

事業調整係

係長 矢原 亜紀
担当係長 國分 享子
（幼保小連携担当）
＜教育委員会兼務＞
担当係長 渡辺 光
担当係長 小泉 一美

- 1 保育・教育に係る企画及び調整（他の部及び課の主管に属するものを除く。）
- 2 保育・教育施設等の運営管理の総合調整
- 3 保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。同係分担事務4において同じ。）の連携の推進
- 4 保育所、認定こども園及び幼稚園と小学校の接続の推進
- 5 部内他の課の主管に属しないこと

人材育成係

係長	辻内 美帆
担当係長	道下 亜子
担当係長	沢見 由美
担当係長	永瀬 誉子
担当係長	成勢祐美子

- 1 保育・教育施設等の業務に従事する人材の育成や及び保育・教育の質の向上に係る総合的な企画、調整及び推進
- 2 保育・教育の調査研究
- 3 保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業並びに認可外保育施設の保育内容に係る相談

市立保育所係

係長	羽鳥 浩祥
担当係長	高田 裕子
担当係長	渡部 慶亮
担当係長	森山 祐子
担当係長	角野 智美

- 1 市立の保育所の調整
- 2 保育・教育施設等の給食
- 3 保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業並びに認可外保育施設の保育内容に係る相談（人材育成係の主管に属するものを除く。）

保育・教育運営課
課長 岡本 今日子
担当課長 齋藤 淳一

運営・指導係
係長 小川 伸子
担当係長 町田健太郎
担当係長 武田 正彦
担当係長 加藤健太郎
担当係長 櫻井 洋平
担当係長 松田 優子
担当係長 若井茉莉奈
担当係長 大東 龍弥
担当係長 高岩 恭子
担当係長 田邊 智優

- 子ども・子育て支援法に基づく給付費及び委託費(保育・教育給付課の主管に属するものを除く。)
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成(保育・教育給付課の主管に属するものを除く。)
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に要した費用の利用者負担(保育・教育認定課の主管に属するものを除く。)
- 私立の保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等
- 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者への措置の勧告及び命令
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係る確認の取消し及び効力の停止

幼児教育係
係長 神田紗弥加

- 幼児教育に係る助成、支援及び振興(保育・教育給付課の主管に属するものを除く。)
- 特定子ども・子育て支援施設等(私学助成を受ける幼稚園に限る)の確認

保育・教育給付課
課長 榎村 瑞光

給付係
係長 大場 敬子
担当係長 俵 恵利子
担当係長 萩谷 靖子
担当係長 平野 聡一
担当係長 近藤 詩織

- 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給及び委託費等の支払
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成金の支払
- 施設等利用費
- 横浜保育室事業の助成金の支払
- 認可外保育施設への助成金の支払
- 一時預かり事業等に係る補助金の支払
- その他保育・教育施設等に係る給付費及び助成金(保育・教育運営課の主管に属するものを除く。)

- 認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)の認定の取消し
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認(幼児教育係の主管に属するものを除く。)
- 特定子ども・子育て支援施設等の調査、指導及び監査
- 特定子ども・子育て支援提供者への措置の勧告及び命令
- 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の取消し及び効力の停止
- 横浜保育室事業の運営等(保育・教育給付課及び保育・教育認定課の主管に属するものを除く。)
- 認可外保育施設への助成及び事業停止命令等(保育・教育給付課の主管に属するものを除く。)
- その他保育・教育施設等の運営管理(保育・教育支援課、保育・教育給付課及びこども施設整備課の主管に属するものを除く。)

保育・教育認定課
課長 長田 和彦

認定・利用調整係
係長 川村 昌
担当係長 細井沙友里
担当係長 阿武 拓実
(システム担当)
担当係長 坂入 章子
(収納担当)

- 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る基準等
- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育所等の利用調整に係る基準等
- 特定教育・保育施設から特定教育・保育を受けたとき及び特定地域型保育事業者から特定地域型保育を受けたときの利用者負担額
- 小学校就学前子どもの保育の必要性(保育・教育運営課の主管に属するものを除く。)

保育対策課
課長 高林 悠紀
担当課長 須山 次郎

担当係長 中尾 充
担当係長 加藤 翔
担当係長 中村 香菜
担当係長 小関 隆之

- 待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進

こども福祉保健部

部長 秋野 奈緒子
 <こどもの権利擁護担当兼務>
 担当部長 深海 淳一郎
 (児童相談所統括担当)
 担当部長 柴山 一彦
 担当部長 陶山 寧子
 (医務担当)

こども施設整備課

課長 野澤 裕美

担当係長 後藤 崇
 担当係長 渡部 鮎子
 担当係長 赤池 洋一
 担当係長 青木 俊春
 担当係長 尾熊 英夫
 担当係長 梅澤 真也
 (整備等担当)

- 1 保育所等の整備及び助成
- 2 保育所の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認
- 3 幼保連携型認定こども園の設置の認可及び当該施設の休止、廃止等の認可
- 4 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可並びにこれらの事業の休止及び廃止の承認
- 5 乳児等通園支援事業の認可並びに当該事業の休止及び廃止の承認
- 6 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認(他の課の主管に属するものを除く。)
- 7 認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)

こども家庭課

課長 藤浪 博子

こども家庭係
 係長 新谷 祐樹
 担当係長 角谷小百合
 (こども家庭センター準備担当)
 担当係長 (6)
 (こども家庭センター担当)※1
 担当係長 花田 香織

- 1 母子福祉及び父子福祉(特別乗車券に関するものを除く。)
- 2 寡婦福祉
- 3 母子福祉及び父子福祉並びに寡婦福祉に係る社会福祉事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条の母子・父子福祉施設に係るものを含む。以下この部において「母子父子寡婦福祉事業」という。)の開始、変更、廃止の届出等
- 4 母子父子寡婦福祉事業の事業停止命令その他指導及び監督
- 5 児童福祉、母子福祉、父子福祉、寡婦福祉に係る統計調査
- 6 部内他の課及び係の主管に属さないこと

手当給付係

係長 長瀬 佳代
 担当係長 吉田 美聡
 担当係長 木野知香里
 担当係長 中村 隼

- 1 児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当
- 2 特別乗車券(他の局の主管に属するものを除く。)

地域子育て支援課

課長 五十川 聡
 担当課長 奥津 秀子
 (親子保健担当)
 担当課長 小川 幸
 <保士ヶ谷区福祉保健センター福祉保健課医務担当課長兼務>

担当係長 山本麻依子
 担当係長 村山 伸昭
 担当係長 櫻井 寛大
 担当係長 野田 実
 担当係長 黒崎 亜矢
 担当係長 長島 和誉
 担当係長 上原 満帆
 担当係長 中村 周平

- 1 地域における子育て支援に係る企画及び調整(他の部及び課の主管に属するものを除く。)
- 2 地域における子育て支援の推進
- 3 母子保健(横浜市保健所事務分掌規則(平成19年3月横浜市規則第30号。以下「保健所事務分掌規則」という。)第4条こども家庭支援課の項第3号に掲げる事務を除く。)
- 4 母子の歯科口腔保健
- 5 不妊相談及び不妊治療費助成

- 5 児童福祉事業の事業停止命令その他の指導及び監督
- 6 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び実施費用並びに法外扶助
- 7 養育里親名簿等の登録等
- 8 私立の児童福祉施設の建設に対する助成
- 9 その他児童の養護

こどもの権利擁護課

課長 足立 篤彦
 担当課長 真館 裕子
 (児童施設担当)

児童虐待・DV対策係
 係長 竹内 彩
 担当係長 高橋誠一郎
 担当係長 藤澤 美穂

- 1 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整(児童相談所の主管に属するものを除く。)
- 2 児童相談所との連絡調整
- 3 女性に係る福祉の調整及び相談等(政策経営局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。)

養護支援係

係長 原田 夏美
 担当係長 梅澤 伸宏
 (施設整備担当)
 担当係長 小川 紘司
 担当係長 矢作 武史

- 1 市立の児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園及び心身障害児に関する施設を除く。分担事務4を除き、以下この部において同じ。)及び児童相談所の企画、設置及び運営管理
- 2 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認
- 3 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督
- 4 児童福祉に係る社会福祉事業(児童福祉施設に係るものを除く。以下「児童福祉事業」という。)の開始、変更及び廃止の届出等(障害児福祉保健課の主管に属するものを除く。)

こども家庭課 こども家庭センター担当係長

鶴見区福祉保健センターこども家庭支援課	担当係長	坪内 芳子
港南区福祉保健センターこども家庭支援課	担当係長	木村 香織
港北区福祉保健センターこども家庭支援課	担当係長	斉藤 尚子
戸塚区福祉保健センターこども家庭支援課	担当係長	佐藤 朱美
泉区福祉保健センターこども家庭支援課	担当係長	横田 慈
瀬谷区福祉保健センターこども家庭支援課	担当係長	本田 祥子

障害児福祉保健課
課長 高島 友子

- 担当係長 菅原 政則
- 担当係長 山田 一貴
- 担当係長 川上 智昭
- 担当係長 住吉 孝仁
- 担当係長 永見 徹
- 担当係長 坂井 千月
(整備担当)

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児(以下「障害児」という。)の福祉保健(健康福祉局障害児福祉保健部の主管に属するものを除く。)の推進(以下この部中同じ。)
- 2 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業(障害児入所施設及び児童発達支援センターの心身障害児及び身体障害児に関する施設(以下この部中「障害児福祉施設」という。))に係るものを除く。)の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督
- 5 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害児に係る援護及び更生
- 6 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児に係る援護及び更生
- 7 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定等
- 8 身体障害者等に対する奨学金の支給

児童自立支援施設
向陽学園
園長 坂 清 隆

- 副園長 田 邊 誠
- 担当係長 関口 洋平
(自立支援担当)

- 1 不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童の入所又は通所による指導及び自立支援

- 9 学齢期の障害児及び発達障害児の支援
- 10 障害児に係る福祉サービスの情報提供
- 11 障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整
- 12 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理
- 13 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等
- 14 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督
- 15 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助
- 16 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成

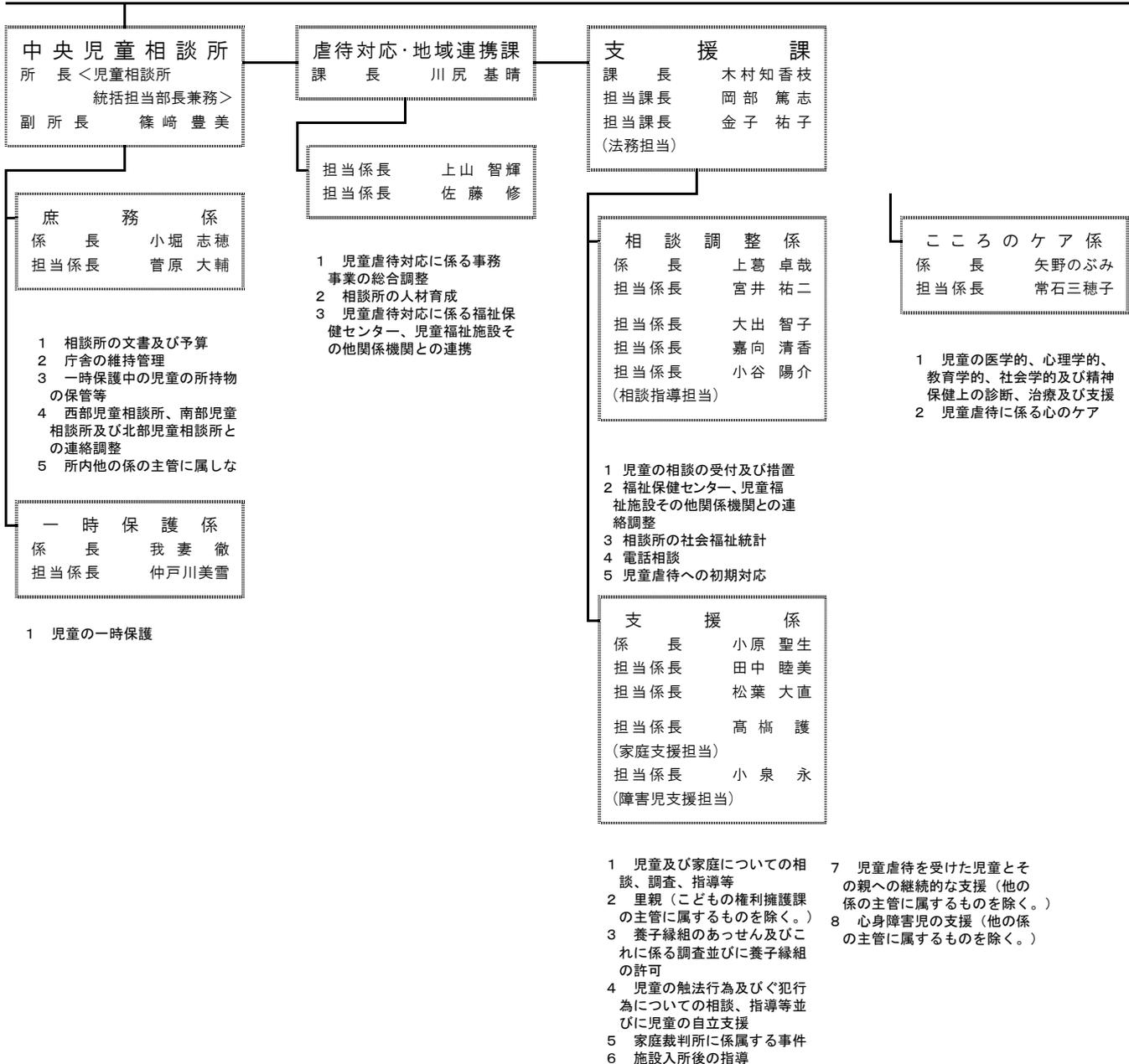
児童養護施設
三春学園
園長 和賀 美穂

- 副園長 福 井 寛
- 担当係長 伊藤 純子
- 担当係長 薄 井 稔
(援助担当)

- 1 保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(乳児を除く。)の入所、養護及び自立支援

母子生活支援施設
みどりハイム
所長 加藤 園望

- 1 配偶者のない女子またはこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童の入所保護及び自立促進のための生活支援



西部児童相談所
所長 石神光

相談調整係
係長 蠣崎吉宏
担当係長 相原健彦
【主担任:庶務業務】

担当係長 坂本民代
担当係長 萩原敏一
担当係長 鈴木禎
(相談指導担当)

- 1 児童の相談の受付及び措置
- 2 福祉保健センター、児童福祉施設その他関係機関との連絡調整
- 3 西部児童相談所に係る社会福祉統計
- 4 児童虐待への初期対応
- 5 西部児童相談所の文書及び予算
- 6 庁舎の維持管理
- 7 一時保護中の児童の所持物の保管等
- 8 所内他の係の主管に属しないこと

支援係
係長 高島裕子
担当係長 星澤宏樹
(家庭支援担当)
担当係長 前野敬子
(障害児支援担当)
担当係長 大塚陽一

- 1 児童及び家庭についての相談、調査、指導等
- 2 里親(こどもの権利擁護課の主管に属するものを除く。)
- 3 養子縁組のあっせん及びこれに係る調査並びに養子縁組の許可

こころのケア係
係長 佐藤典子
担当係長 谷本瑠奈
(医務担当)

- 1 児童の医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の診断、治療及び支援
- 2 児童虐待に係る心のケア

一時保護係
係長 熊澤健
担当係長 岩永鮎美
担当係長 竹辺知子
(自立支援担当)

- 1 児童の一時保護

- 4 児童の触法行為及びびく犯行為についての相談、指導等並びに児童の自立支援
- 5 家庭裁判所に係属する事件
- 6 施設入所後の指導
- 7 児童虐待を受けた児童とその親への継続的な支援(他の係の主管に属するものを除く。)
- 8 心身障害児の支援(他の係の主管に属するものを除く。)

南部児童相談所
所長 坂田香織
担当課長 横内仁
(一時保護所担当)
担当課長 渡邊由佳
(医務担当)

相談調整係
係長 永田千穂
担当係長 三浦尋章
【主担任:庶務業務】

担当係長 高野直也
担当係長 中野篤
担当係長 安藤徹也
(相談指導担当)

- 1 児童の相談の受付及び措置
- 2 福祉保健センター、児童福祉施設その他関係機関との連絡調整
- 3 南部児童相談所に係る社会福祉統計
- 4 児童虐待への初期対応
- 5 南部児童相談所の文書及び予算
- 6 庁舎の維持管理
- 7 一時保護中の児童の所持物の保管等
- 8 所内他の係の主管に属しないこと

支援係
係長 緒方潤平
担当係長 横溝茂雄
(家庭支援担当)
担当係長 小島朝子
(障害児支援担当)
担当係長 江口拓也

- 1 児童及び家庭についての相談、調査、指導等
- 2 里親(こどもの権利擁護課の主管に属するものを除く。)
- 3 養子縁組のあっせん及びこれに係る調査並びに養子縁組の許可

こころのケア係
係長 松田百香

- 1 児童の医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の診断、治療及び支援
- 2 児童虐待に係る心のケア

一時保護係
係長 濱田紘史
担当係長 野村昭子
担当係長 稲垣久美子

- 1 児童の一時保護

- 4 児童の触法行為及びびく犯行為についての相談、指導等並びに児童の自立支援
- 5 家庭裁判所に係属する事件
- 6 施設入所後の指導
- 7 児童虐待を受けた児童とその親への継続的な支援(他の係の主管に属するものを除く。)
- 8 心身障害児の支援(他の係の主管に属するものを除く。)

北部児童相談所
所長 足立由紀子
担当課長 丸山重夫
(一時保護所担当)
担当課長 伊藤みちる
(医務担当)

相談調整係
係長 岡部秀樹
担当係長 尾崎匡
【主担任:庶務業務】
担当係長 山根明子
担当係長 佐竹淳
担当係長 大畑勇氣
(相談指導担当)

- 1 児童の相談の受付及び措置
- 2 福祉保健センター、児童福祉施設その他関係機関との連絡調整
- 3 北部児童相談所に係る社会福祉統計
- 4 児童虐待への初期対応
- 5 北部児童相談所の文書及び予算
- 6 庁舎の維持管理
- 7 一時保護中の児童の所持物の保管等
- 8 所内他の係の主管に属しないこと

支援係
係長 恵良和佳子
担当係長 長谷川善規
担当係長 今成早紀
(家庭支援担当)
担当係長 佐藤健浩
(障害児支援担当)

- 1 児童及び家庭についての相談、調査、指導等
- 2 里親(こどもの権利擁護課の主管に属するものを除く。)
- 3 養子縁組のあっせん及びこれに係る調査並びに養子縁組の許可

こころのケア係
係長 内野希代子

- 1 児童の医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の診断、治療及び支援
- 2 児童虐待に係る心のケア

一時保護係
係長 岩間祐貴
担当係長 坂本由実

- 1 児童の一時保護

- 4 児童の触法行為及びくびくび行為についての相談、指導等並びに児童の自立支援
- 5 家庭裁判所に係属する事件
- 6 施設入所後の指導
- 7 児童虐待を受けた児童とその親への継続的な支援(他の係の主管に属するものを除く。)
- 8 心身障害児の支援(他の係の主管に属するものを除く。)

令和7年度

事業概要

子ども青少年局

【目 次】

	頁
◎ 令和7年度子ども青少年局運営方針	1
◎ 令和7年度子ども青少年局予算総括表	6
◎ 全てのこどものウェルビーイングを支える	7
◎ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す	9
1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	13
<ul style="list-style-type: none"> ○出産費用助成事業 ○出産・子育て応援事業 ○妊婦のための支援給付事業 ○妊婦等包括相談支援事業 ○子育て世代包括支援センター事業 ○妊婦・産婦健康診査事業 ○妊婦歯科健康診査事業 ○母子保健指導事業 ○乳幼児健康診査事業 ○妊娠・出産サポート事業 ○育児支援事業 ○こんにちは赤ちゃん訪問事業 ○乳幼児発達支援事業 ○視聴覚検診事業 ○不妊・不育相談等支援事業 ○妊産婦・こどもの健康相談事業 ○妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業 	
2 地域における子育て支援の充実	15
<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点事業 ○横浜子育てサポートシステム事業 ○親と子のつどいの広場事業 ○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業 ○子育て支援者事業 ○親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施 ○子育て応援アプリ「ハマトコ」事業 ○ハマハグ推進事業 ○子育てタクシー普及促進事業 	
3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等	17
<ul style="list-style-type: none"> ○「教育・保育給付」の認定を受けたこどもの保育・教育 ○延長保育事業 ○市立保育所民間移管事業 ○横浜保育室助成事業 ○認可外保育施設等への助成 ○保育所等における業務効率化 ○にもつ軽がる保育園 ○給付費事務、保育所入所事務のDX化 ○指導・監査 	
4 幼児教育の支援	19
<ul style="list-style-type: none"> ○私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費 ○私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～ ○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業 ○私立幼稚園等一時預かり保育事業 ○私立幼稚園等補助事業 ○私立幼稚園等個別支援教育費補助事業 ○私立幼稚園等施設整備費補助事業 ○幼稚園教諭等住居手当補助事業 	
5 多様な保育・教育ニーズへの対応	20
<ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり事業 ○いざというときの一時預かり事業 ○24時間いつでも預かり保育事業 ○幼稚園等における長時間預かり・一時預かり ○商業・集客施設等での一時預かり促進事業 ○こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業 ○病児・病後児保育事業 ○プレイフルラーニングのモデル実施 ○乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ○障害児や医療的ケア児の受入れ推進 ○外国につながるこどもへの支援 	
6 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保	23
<ul style="list-style-type: none"> ○保育・教育の質向上の仕組みづくり ○保育・幼児教育職員等研修 ○保育資源ネットワーク構築事業の充実 ○幼保小連携・接続事業 ○保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保 	
7 保育・教育の場の確保	25
<ul style="list-style-type: none"> ○変化する保育ニーズに対応するための既存活用策の推進 ○保育所等の新規整備等 ○保育所等における多機能化 ○保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信 	
8 放課後の居場所づくり	27
<ul style="list-style-type: none"> ○放課後キッズクラブ事業 ○小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業 ○放課後児童クラブ事業 ○放課後児童サポート事業 ○小学生の朝の居場所づくりモデル事業 ○特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業 ○プレイパーク支援事業 	

9	こども・若者の健全育成の推進	29
	○青少年を育む地域の環境づくり ○こども食堂等支援事業 ○青少年育成に携わる団体等の支援	○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営
10	地域療育センター運営事業	30
	○地域療育センター運営事業	
11	在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実	31
	○障害児通所支援事業等 ○学齢後期障害児支援事業 ○障害児医療連携支援事業	○特別児童扶養手当支給事務費 ○障害児入所支援事業等
12	困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実	32
	○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業 ○若者サポートステーションにおける相談・支援 ○困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)	○ヤングケアラー支援事業 ○寄り添い型生活支援事業 ○よこはま型若者自立塾
13	ひとり親家庭等の自立支援	33
	○ひとり親家庭等自立支援事業	
14	DV対策事業	34
	○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○若年女性支援モデル事業 ○女性緊急一時保護施設補助事業	○加害者更生プログラムへの事業費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業
15	児童扶養手当等	34
	○児童扶養手当	○特別乗車券の交付
16	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化	35
	○児童虐待対策の総合的な推進	○児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
17	社会的養育の推進	37
	○里親制度等の推進 ○養育支援の充実 ○児童措置費等	○こどもの意見表明支援事業 ○施設を退所するこども等への支援
18	ワーク・ライフ・バランスの推進	38
	○ワーク・ライフ・バランスの推進	
19	計画の推進	38
	○こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進	○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進
20	児童手当	39
	○児童手当	
21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計)	40
	○母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
◎	横浜市中期計画における政策別の事業概要掲載項目について	41
◎	横浜市子どもの貧困対策に関する計画と令和7年度事業概要との関係	46

令和7年度 こども青少年局運営方針

I 基本目標

- 「横浜市中期計画 2022-2025」で掲げる基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現
- 「こども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市子ども計画）」に基づき、全てのこどものウェルビーイング※を社会全体で支え、未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現

※ ウェルビーイング

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」において、ウェルビーイング（well-being）とは、「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態」とされています。

II 目標達成に向けた施策

中期計画の最終年度として、計画に位置付けた施策・事業を着実に推進していきます。

また、よこはま わくわくプランの初年度として、計画に定める目標・方向性の実現に向け、全てのこどものウェルビーイングを支える取組や、子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出すための取組など、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な施策・事業を実施します。

★ 全てのこどものウェルビーイングを支える【よこはま わくわくプラン 重点テーマⅠ】

○横浜の全ての子どもたちが、地域のかかわりの中で、豊かに育ち、あたたかな社会をつくる原動力となるよう、心身の状況や置かれている環境等に関わらず一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、ウェルビーイングな状態で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

【主な新規・拡充事業等】

区役所へのこども家庭センター機能の設置（継続）／若者サポートステーションにおける支援プログラムの拡充／ヤングケアラーの早期発見・把握、支援につなげる実態調査のモデル実施／こども誰でも通園制度の先行実施／プレイパークへの支援（継続）／こども食堂等への支援充実／こどもの意見を大切にする気運醸成

★ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す【よこはま わくわくプラン 重点テーマⅡ】

○誰もが安心して出産・子育てができ、保護者が気持ちに余裕をもってこどもに向き合うことで、こどもの健やかな成長と、親子の笑顔や幸せにつながるよう、子育て家庭の時間的・精神的・経済的負担感の軽減に資する施策を進め、子育て家庭の「ゆとり」を創出します。

【主な新規・拡充事業等】

子育て応援アプリ「パマトコ」の機能拡充（継続）／出産費用助成（継続）／長期休業期間中の放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブでの昼食提供（継続）／小学生の朝の居場所づくりモデル事業（継続）／一時預かり事業の受け入れ枠の拡充（継続）／商業・集客施設等での一時預かり促進事業／こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業／いざというときの一時預かり事業／24時間いつでも預かり保育事業／一時預かり事業利用にあたってのオンライン面談／子育てタクシー普及促進事業／妊婦のための支援給付対象の拡大

1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実【よこはま わくわくプラン 基本施策1】

- 全ての子育て家庭及び妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させます。
- 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、子どもの健やかな成長を確保するため、妊娠期から子育て期に渡る相談支援の充実等により、母子の健康の保持・増進を図ります。

【主な新規・拡充事業等】

出産費用助成（再掲）／妊婦健康診査の充実に向けた調査／妊婦のための支援給付対象の拡大（再掲）／乳幼児健康診査の拡充／産後母子ケア事業の拡充／産前産後ヘルパー派遣事業の拡充／視聴覚検診事業の拡充／妊産婦・乳児を対象とした母子専用型福祉避難所（仮称）の試行的整備

2 地域における子育て支援の充実【よこはま わくわくプラン 基本施策2】

- 安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、子どもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

【主な新規・拡充事業等】

区役所へのこども家庭センター機能の設置（再掲）／地域子育て支援拠点事業の充実（継続）／親と子のつどいの広場事業の充実（継続）／保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業の充実（継続）／子育て応援アプリ「パマトコ」の機能拡充（再掲）／子育てタクシー普及促進事業（再掲）

3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な継続【よこはま わくわくプラン 基本施策3】

- 「子どもの最善の利益」や「こどもまんなか社会」の視点を大切にしながら、研修の充実や公開保育への支援等を通じて保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。
- 個別に支援が必要な児童に対する支援を実施するほか、保育・教育施設から学校への円滑な接続、待機児童対策や保育士確保等の人材確保の取組の推進、一時預かりや病児保育等の多様なニーズに応じる環境整備を進めます。

【主な新規・拡充事業等】

プレイフルラーニングのモデル実施／保育士等の追加配置への支援（継続）／私立幼稚園2歳児受け入れ推進事業における多子減免制度の導入／障害児や医療的ケア児の受け入れ推進（継続）／一時預かり事業の受け入れ枠の拡充（再掲）／病児・病後児保育事業の拡充（継続）／乳児等通園支援事業／いざというときの一時預かり事業（再掲）／24時間いつでも預かり保育事業（再掲）／一時預かり事業利用にあたってのオンライン面談（再掲）

4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進【よこはま わくわくプラン 基本施策4】

- 子どもたちの放課後等の安全・安心な居場所を確保するとともに、その質の維持・向上を図ります。全ての子ども・青少年が、社会との関わりの中で健やかに成長できるよう、地域において見守り支える環境づくりを進めるとともに、多世代交流や体験活動の機会を提供する居場所の充実を図ります。

【主な新規・拡充事業等】

放課後キッズクラブ・放課後児童クラブへの支援の充実・デジタル化の推進／長期休業期間中の放課後キッズクラブ・放課後児童クラブでの昼食提供（再掲）／小学生の朝の居場所づくりモデル事業（再掲）／プレイパークへの支援（再掲）／こども食堂等への支援充実（再掲）

5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実【よこはま わくわくプラン 基本施策5】

- 増加傾向にある発達障害など、障害児が適切な支援を受けられるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実を図るとともに、障害児通所支援のサービスの質の維持・向上を図ります。
- 医療的ケア児等が在宅生活において必要とする、医療・福祉・教育分野等の総合的な相談体制の構築及び受入体制の充実に取り組みます。

【主な新規・拡充事業等】

地域療育センターの機能の充実／障害児通所支援事業所の拡充／主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実／医療的ケア児・者等の家族の負担軽減を目的としたレスパイト事業のモデル実施／福祉型障害児入所施設における看護師派遣のモデル事業の実施

6 困難を抱えやすい子ども・若者への支援施策の充実【よこはま わくわくプラン 基本施策6】

- 貧困、いじめ、不登校、引きこもり等、困難を抱える子ども・若者の早期発見・早期支援の取組を推進するとともに、本人の状態に応じた支援を切れ目なく行います。
- ヤングケアラーの負担の軽減や、本人とその家族を社会全体で見守り・支える環境づくりを進めます。

【主な新規・拡充事業等】

困難を抱える若者に対するSNS相談事業（継続）／若者サポートステーションにおける支援プログラムの拡充（再掲）／ヤングケアラーの早期発見・把握、支援につなげる実態調査のモデル実施（再掲）

7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援

【よこはま わくわくプラン 基本施策7】

- ひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及び子ども自身へのサポートなど総合的な自立支援を進めます。
- DV被害者や困難を抱える女性とその子どもに対し、関係機関と連携しながら自立に向けた相談支援を実施するとともに、広報・啓発やアウトリーチの実施等により、相談につながりやすい環境づくりを進めます。

【主な新規・拡充事業等】

「ひとり親サポートよこはま」での就業相談・講習会・交流会等の実施（継続）／ひとり親家庭の子どもに対する学習支援・大学受験料等補助の実施／共同親権導入に向けた職員研修や市民向け広報啓発の実施／DV被害者等への相談・支援の充実（継続）／若年女性支援モデル事業（継続）

8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進【よこはま わくわくプラン 基本施策8】

- 子どもの命と人権を守るため、児童虐待の発生防止に向けた取組を一層強化するとともに、児童相談所及び区役所の機能強化、職員の専門性の向上、地域や関係機関との連携強化など児童虐待防止対策を総合的に推進します。
- 様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、里親などのより家庭的な環境で生活できるよう、社会的養育推進計画に基づいて取組を進めていきます。

【主な新規・拡充事業等】

区役所への子ども家庭センター機能の設置（再掲）／家庭訪問時等におけるタブレット端末を用いたオンライン通訳の試行実施／ペアレント・トレーニング等により適切な親子関係の形成支援のモデル事業の実施／一時保護施設利用児童の通学支援／東部児童相談所（仮称）の新規整備（継続）／里親の確保に向けた取組の拡充／横浜型児童家庭支援センターの対応力強化（継続）／施設等を退所した子ども等への支援の充実（継続）／子どもの意見表明支援事業

9 社会全体で子ども・若者を大切にする地域づくりの推進【よこはま わくわくプラン 基本施策9】

- ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の推進に向けた企業等への支援や、男女が共に家事や子育てを担うための啓発等を進めます。
- 社会全体で子どもを見守り、子どもを大切にする機運の醸成に取り組むとともに、事件・事故から子どもを守るための取組や、子育て家庭にも優しい環境整備の推進により、安全・安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを目指します。
- 子どもの意見を聴き、施策・事業に生かすための取組を進めます。

【主な新規・拡充事業等】

高校生や大学生等の若い世代向けのライフデザイン支援／子どもの意見を大切にする気運醸成（再掲）／「よこはま わくわくプラン」の推進に係る調査等の実施

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

令和5年1月に策定された「行政運営の基本方針」を踏まえ、持続可能な市政の実現に向けて職員一人ひとりが「市民目線」と「スピード感」を持って業務に取り組むことができるような組織運営を行います。また、先の未来も見据えて、より多くの皆様に「横浜で子育てしたい」と思っただけのよう、子育て世代に向けた新たな施策の創出に、組織一丸となってチャレンジしていきます。

1 人材育成・チーム力の強化、危機管理対策の推進

- 年齢や性別、職種、経験年数、雇用形態等を問わず、職員が意欲と能力を最大限発揮できる組織づくりを推進します。責任職は、職員自らがよく考え、日々の仕事を進められるよう支援するとともに、柔軟な発想による発言や提案を促します。また、「横浜市人材育成ビジョン」を踏まえ、OJTや研修参加など、各職員の能力開発と係長昇任等を見据えたキャリア形成支援に取り組みます。
- 職員間のつながりや相互の情報共有を充実し、課を超えた業務連携や連続性を意識した施策の検討・実施などにより「チームこども青少年局」の機運を醸成します。
- 「こどもにとってどうか」「子育て世代・保護者にとってどうか」という視点から、区や関係局とも組織を超えて連携し「チーム横浜」として施策・事業に取り組みます。また、「こども家庭センター」機能を18区に段階的に設置し、こどもとその家庭への包括的支援に取り組みます。区の専門職が個別支援・地域支援双方の業務に注力できるよう、あらゆる業務の効率化についても、区局連携により取組を進めます。
- これまでの地震防災対策について検証・検討を進めるとともに、危機発生時を見据えた対応の徹底及び意識の醸成に取り組みます。

2 持続可能な財政運営の推進

- 中長期の運営といった経営的な視点や、組織の壁を越えた「全体最適」の観点から、「創造・転換」を議論し、歳出改革の実行につなげます。「歳出改革基本方針」を職場内で共有し、職場内外での議論を重ね、施策・事業の「選択と集中」による新陳代謝や財源確保に取り組み、社会情勢の変化に対応しながら、横浜の子どもや子育て家庭のために必要な事業を実施します。
- 職員一人ひとりが持続可能な市政運営の実現に取り組んでいくことを「自分事」とし、「市民目線」「スピード感」「全体最適」の視点で、前例にとらわれない発想により、「創造・転換」にチャレンジします。

3 ワーク・ライフ・バランスの実現とワークスタイル改革の推進

- プライベートの時間を大切にすることは、質の高い仕事と持続可能な働き方にも繋がります。職員一人ひとりが、働き方を見直し、主体的に家事・育児、地域活動、個人の自己啓発等仕事以外の「生活」との調和を図り、心身ともに健康でいきいきと働ける職場環境づくりを推進します。
- 責任職は、計画的な年次休暇の取得や長時間労働の是正をはじめ、出生支援休暇や男性職員の育児休業の取得、介護休暇など、職員の状況に応じた仕事と家庭の両立を支援します。また、業務の適切な進捗管理や職員間の協力体制の確保、業務量の適正化など、職場マネジメントを推進します。
- 職員一人ひとりがペーパーレスや文書整理の徹底、会議の効率化など具体的な取組を進めるとともに、横浜版フレックスタイムやテレワークの活用等、ワークスタイル改革を推進します。

4 市民満足（CS）と職員満足（ES）の向上

- 「市民目線」と「スピード感」を重視して、こどもの視点に立った支援や子育て世代への支援を行い、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」を目指すとともに、市民や事業者に寄り添ったわかりやすく丁寧な対応を心がけます。
- 年齢や性別、職種、経験年数、雇用形態等にかかわらず、全ての職員が意欲と能力を発揮できるよう、柔軟な発想で活発なコミュニケーションが行われ、職員一人ひとりが働きがいや成長を感じ、お互いに「認め合う・支え合う」働きやすい職場環境づくりを進めます。責任職は職員一人ひとりへ日々の取組に対する「感謝」や今後に向けての「期待」を具体的に伝える等、働きがい（モチベーション）を高めるマネジメントを行います。
- 事務処理ミスや不祥事の防止、情報セキュリティ対策を進めるなど、職場全体でリスクマネジメントに取り組み、区や関係機関などと連携を図りながら、市民の皆様の期待や信頼に応える行政を推進します。
- 施策、事業の様々な機会を捉え、GREEN×EXPO 2027の成功に向けた機運醸成に取り組みます。

5 協働と共創の推進

- 未来を担うこどもの健やかな育ちを社会全体で支えるため、保育・教育施設をはじめとするこどもの育ちを支える全ての施設・事業や、地域、NPO法人、医療機関、企業など様々な主体との協働・共創による取組を推進します。
- 職員一人ひとりが、こどもを取り巻く社会情勢の変化にアンテナを張るとともに、積極的に地域に出向き、現場の声を聞くなど、現場発意の施策立案・改善を推進し、子育て世代に響く新たな施策・事業の創出にも取り組んでいきます。

「よこはまわくわくプラン」の重点テーマ・施策分野・基本施策と事業概要の項目

重点テーマⅠ 全てのこどものウェルビーイングを支える

- (1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- (2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- (3) 年齢や発達に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

重点テーマⅡ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

- (1) 時間的負担感の軽減
- (2) 精神的負担感の軽減
- (3) 経済的負担感の軽減

施策分野1 全てのこども・子育て家庭への切れ目のない支援

基本施策① 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- 1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策② 地域における子育て支援の充実

- 2 地域における子育て支援の充実

基本施策③ 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

- 3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等
- 4 幼児教育の支援
- 5 多様な保育・教育ニーズへの対応
- 6 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保
- 7 保育・教育の場の確保

基本施策④ 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

- 8 放課後の居場所づくり
- 9 こども・若者の健全育成の推進

基本施策⑤ 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

- 10 地域療育センター運営事業
- 11 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実

施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

基本施策⑥ 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

- 12 困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／DV 被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援

- 13 ひとり親家庭等の自立支援
- 14 DV対策事業
- 15 児童扶養手当等
- 21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

- 16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化
- 17 社会的養育の推進

施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援

基本施策⑨ 社会全体でこども・若者を大切にす地域づくりの推進

- 18 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 20 児童手当

計画の推進

- 19 計画の推進

令和7年度 こども青少年局予算総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	369,520,043	412,406,274	42,886,231	11.6	
青少年費	24,024,636	25,136,734	1,112,098	4.6	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	223,982,815	245,243,013	21,260,198	9.5	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	121,512,592	142,026,527	20,513,935	16.9	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	515,525	467,318	△ 48,207	△ 9.4	
特別会計繰出金	515,525	467,318	△ 48,207	△ 9.4	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	370,035,568	412,873,592	42,838,024	11.6	

(特別会計)

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
母子父子寡婦福祉資金会計	262,575	320,099	57,524	21.9	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	262,575	320,099	57,524	21.9	

重点テーマ I

全てのこどもの ウェルビーイング を支える

横浜の全てのこどもたちが、地域の関わりの中で、豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、心身の状況や置かれている環境等に関わらず一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

3つの方向性と令和7年度の主な事業・取組

1 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築

こども本人や子育て家庭へ必要な支援を着実に届けることができる体制を整備し、こども一人ひとりが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる地域づくりを進めていきます。

こどもたちの安全・安心を守ることができるよう地域や関係機関とも連携しながら、こどものSOSに気づくための見守りや、安全・安心につながるまちづくりを推進します。

主な事業・取組		本文ページ
(1)	こども家庭センター機能の設置 （「児童虐待対策の総合的な推進＜拡充＞」の一部） 【1億2,974万円】	P35
(2)	青少年相談センターにおける相談・支援事業 【6,050万円】	P32
(3)	地域ユースプラザ事業 【1億3,764万円】	P32
(4)	若者サポートステーションにおける相談・支援＜拡充＞ 【1億2,329万円】	P32
(5)	困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室） 【6,830万円】	P32
(6)	ヤングケアラー支援事業＜拡充＞ 【3,314万円】	P32
(7)	寄り添い型生活支援事業 【3億5,378万円】	P32
(8)	思春期・接続期支援事業（「ひとり親家庭等自立支援事業＜拡充＞」の一部） 【3,055万円】	P33
(9)	若年女性支援モデル事業 【871万円】	P34

2 こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

各ライフステージを通して、全てのこどもが安全で安心して過ごせる居場所を充実させ、多様な体験活動や遊びに接することができる機会を創出します。

主な事業・取組		本文ページ
(1)	地域子育て支援拠点事業＜拡充＞ 【16億6,969万円】	P15
(2)	親と子のつどいの広場事業＜拡充＞ 【7億668万円】	P15
(3)	保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業＜拡充＞ 【4億237万円】	P16
(4)	子育て支援者事業 【7,669万円】	P16
(5)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）＜拡充＞ 【8,131万円】	P22
(6)	青少年の地域活動拠点づくり事業（「青少年を育む地域の環境づくり」の一部） 【1億2,407万円】	P29
(7)	青少年関係施設の運営等 【7億1,632万円】	P29
(8)	プレイパーク支援事業＜拡充＞ 【3,796万円】	P28
(9)	こども食堂等支援事業＜拡充＞ 【2,868万円】	P29

3 年齢や発達の程度に応じて子どもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

多様な形で現れるこどもの思いや願いを受け止める姿勢をもち、その年齢・発達の程度に応じて、こどもが意見を表明できる機会の確保に努めていきます。また、こどもが関わるあらゆる施策において、こどもの意見を施策に反映するための取組を継続的に進めていきます。

主な事業・取組		本文ページ
(1)	「よこはま☆保育・教育宣言」の理解促進・実践／研修・研究の取組支援等による専門性の向上及び質の向上（「保育・教育の質向上の仕組みづくり」「保育・幼児教育職員等研修」の一部） 【1億5,413万円】	P23
(2)	【再掲】青少年の地域活動拠点づくり事業（「青少年を育む地域の環境づくり」の一部） 【1億2,407万円】	P29
(3)	一時保護施設におけるこどもの意見表明（「児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化＜拡充＞」の一部） 【210万円】	P36
(4)	児童養護施設等で生活するこどもの意見表明支援＜拡充＞ 【1,438万円】	P37
(5)	こどもの意見を大切に作る気運醸成（「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進＜拡充＞」の一部） 【450万円】	P38

＜関連する他局の取組＞よこはまわくわくプランの推進に向け、関係局と連携をとりながら取組を進めていきます。

- 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
【教育委員会事務局】不登校児童生徒支援事業／地域等と連携したいじめ等の防止／日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実／放課後学び場事業／よこはま学援隊／安全教育・防災対策の推進／こどもの交通安全対策の推進
【道路局】子どもの通学路交通安全対策事業 【国際局】外国につながるこどもたちへの支援事業
【市民局】地域防犯活動支援事業 【健康福祉局】寄り添い型学習支援事業 【政策経営局】デートDV・DV防止事業
- こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
【にぎわいスポーツ文化局】子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業／子どもの文化体験推進事業／MICE次世代育成事業／横浜トリエンナーレ事業／フェスティバルによるにぎわい創出事業／文化施設運営事業
【教育委員会事務局】子どもアドベンチャーカレッジ事業 【みどり環境局】安全・安心な公園づくり／こどもログハウスリノベーション 【港湾局】こどもと港とのふれあい機会の創出

【参考】教育委員会事務局と連携した総合的な不登校児童生徒支援・いじめ防止対策

「よこはまわくわくプラン」等に基づき、区役所の「こども家庭相談」やSNSを活用した「よこはま子ども・若者相談室」などの身近な場所で実施しているこどもや家庭に対する相談窓口の積極的な活用を図るとともに、こども一人ひとりに合った安心できる多様な居場所づくりなど、教育委員会事務局と連携しながら、不登校児童生徒支援やいじめ防止対策に取り組めます。

SOSの察知（早期発見・未然防止）

～主な取組～

- 区役所のこども家庭相談《区役所》
- 児童相談所による相談《こども青少年局》
- よこはま子ども・若者相談室《こども青少年局》
- 24時間子どもSOSダイヤル《教育委員会事務局》

こどもや家庭へのサポート

～主な取組～

- 区役所、児童相談所等の要保護児童対策地域協議会の枠組みによる支援《こども青少年局・区役所》
- 課題に応じた個別的な支援（寄り添い型生活支援事業、ヤングケアラー支援事業、ハートフルスペース等）《こども青少年局・教育委員会事務局》

連携

学校における不登校児童生徒支援・いじめ防止対策《教育委員会事務局》

重点テーマII

子育て家庭が 実感できる「ゆとり」 を生み出す

誰もが安心して出産・子育てができ、保護者が気持ちに余裕をもってこどもに向き合うことで、こどもの健やかな成長と、親子の笑顔や幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための施策を推進します。

「中期計画」の基本戦略を踏まえ、「預けやすいまちヨコハマ」の実現に向けた取組をはじめ、子育て世代の時間的・精神的・経済的負担感の軽減をさらに進めます。

3つの方向性と令和7年度の主な事業・取組

1 時間的負担感の軽減

仕事との両立や家事、育児等で日々忙しい保護者の時間的な負担感を軽減し、こどもに向き合う時間の充実や生活満足度の向上につなげます。

主な事業・取組		本文ページ
(1)	子育て応援アプリ「パマトコ」事業<拡充> 【4億7,000万円】	P16
(2)	にもつ軽がる保育園 【5億6,308万円】	P18
(3)	一時預かり事業<拡充> 【24億6,582万円】	P20
(4)	長期休業期間中の放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブでの昼食提供 （「放課後児童サポート事業<拡充>」の一部） 【1億5,070万円】	P28
(5)	小学生の朝の居場所づくりモデル事業<拡充> 【4,505万円】	P28
(6)	商業・集客施設等での一時預かり促進事業<新規> 【2,000万円】	P21
(7)	こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業<新規> 【300万円】	P21
(8)	子育てタクシー普及促進事業<新規> 【1,000万円】	P16

2 精神的負担感の軽減

保護者が不安や孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、精神的負担感の軽減に向けた取組を進めます。

主な事業・取組		本文ページ
(1)	【再掲】一時預かり事業<拡充> 【24億6,582万円】	P20
(2)	妊産婦・こどもの健康相談事業 【1億1,799万円】	P14
(3)	妊娠・出産相談支援事業（「妊娠・出産サポート事業<拡充>」の一部） 【4,055万円】	P14
(4)	24時間いつでも預かり保育事業<拡充> （旧事業名：24時間型緊急一時保育事業）【8,124万円】	P20
(5)	【再掲】商業・集客施設等での一時預かり促進事業<新規> 【2,000万円】	P21
(6)	【再掲】こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業<新規> 【300万円】	P21
(7)	いざというときの一時預かり事業<新規> 【1,969万円】	P20

3 経済的負担感の軽減

子育て世代が安心して子どもを生み・育てることができる環境づくりの一環として、経済的負担感の軽減に向けた支援を進めます。

主な事業・取組		本文ページ
(1)	妊婦・産婦健康診査事業<拡充>	【32億 3,874万円】 P13
(2)	妊婦のための支援給付事業<拡充>	【19億 4,525万円】 P13
(3)	出産費用助成事業	【19億 1,372万円】 P13
(4)	児童手当	【702億 2,692万円】 P39
(5)	児童扶養手当	【96億 174万円】 P34

<関連する他局の取組>よこはまわくわくプランの推進に向け、関係局と連携をとりながら取組を進めていきます。

1 時間的負担感の軽減

【教育委員会事務局】中学校給食事業

3 経済的負担感の軽減

【健康福祉局】小児医療費助成事業

【参考】「預けやすいまちヨコハマ」の推進

就労、冠婚葬祭、通院、リフレッシュなど様々な理由で、子どもを一時的に預けたい保護者のニーズに応えられるよう、多面的に施策を展開・充実して、「預けやすいまちヨコハマ」を目指します。

一時預かりの課題としては、「予約したくても空いていない」、「事前面談が手間」、「身近に預けられる場所がない」といった声が寄せられています。

令和7年度は、このような課題の解決に向けて、新規にモデル事業を実施しながら、ニーズに沿ったより使いやすい制度を構築していきます。

また、既存の一時預かりについても、受入枠の拡充や手続の簡便化に向けた取組を進めていきます。

【令和7年度新規・拡充事業】

分類	取組事項	内容
① 短時間 預かり	商業・集客施設等での 一時預かり促進事業<新規>	預かりの充実に向けて、商業・集客施設や大規模イベント会場等で短時間の一時預かりをモデル実施。また、市庁舎内での土日祝日の一時預かりをモデル実施
	子どもが楽しめる 体験プログラム付き 一時預かり事業<新規>	保護者のリフレッシュ等、短時間の預かりニーズに応えるため、英語遊びやダンスなど、預かりプログラムを地区センター等の身近な場所でモデル実施
③ 日中 預かり	いざというときの 一時預かり事業<新規>	保護者の病気や急な用事などの利用ニーズに応えるため、保育所等の定員の空き枠を活用し、年度を通じて、突発的な預かりに特化した受入枠を確保
④ 宿泊 預かり	24時間いつでも 預かり保育事業<拡充> (旧 24時間型緊急一時保育事業)	事業名称を変更して利用しやすくするとともに、緊急に保育を必要とする児童の受入体制の整備を進めるため、運営費の補助を拡充
⑤ その他 (手続)	一時預かり WEB予約システムでの オンライン面談<新規>	これまで対面で実施していた事前面談について、利便性の向上を図るため、予約システムにWEB面談機能を追加

子育て応援アプリ



登録者数8万人突破！
申請12万件受付！
(令和7年4月末現在)

今後もさらに実績増！

子育て応援アプリ「パマトコ」は、

子育てに役立つ情報の収集とともに、さまざまな手続きをオンラインで行うことができるアプリです。

これまで子育てに関する情報収集や手続きに要していたお時間をお返しすることで、

子育て中のみなさまの心理的・時間的負担を軽減します。

1 主な機能

オンライン申請

- ・市独自の出産費用助成など妊娠期から出産期の手続きがパマトコから申請可能
- ・何度も同じ情報を入力する必要がなく、いつでもどこでもすぐ申請ができます。

イベント検索

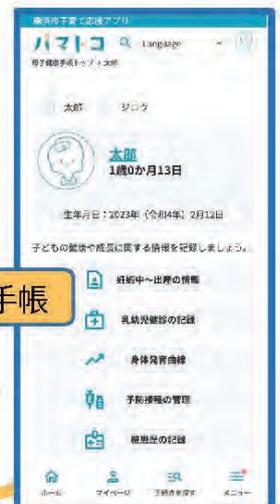
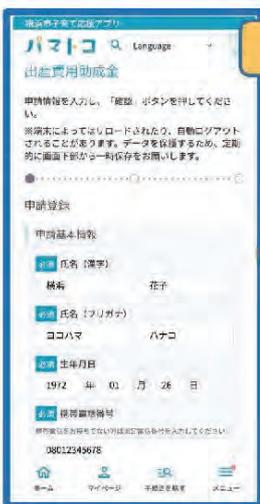
- ・区役所等公共施設や地域子育て拠点などで実施するさまざまなイベントを数多く掲載
- ・既存のシステムとの連携により、民間イベント情報も検索できます。

施設検索

- ・授乳室やトイレ、お得な割引など、子育てを応援するさまざまなサービスを受けられる施設や公園、医療機関など約14,000施設を掲載
- ・所在地周辺の施設を様々な条件から検索できます。

電子母子健康手帳

- ・複雑な予防接種のスケジュール管理がスマホで完結
- ・記録したおなかの赤ちゃんやお子さまの情報をパートナーと共有可能



2 パマトコの特長

パーソナライズされた情報

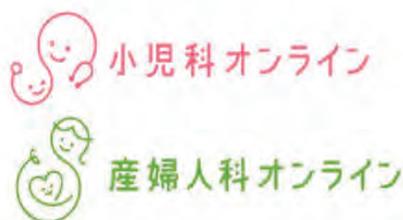
お住まいや年齢、興味関心など、保護者やお子さまの状況に合わせた情報が届きます。

プッシュ通知機能

申請の状況や予防接種日のリマインド、横浜市からのお知らせをアプリやメールで通知します。

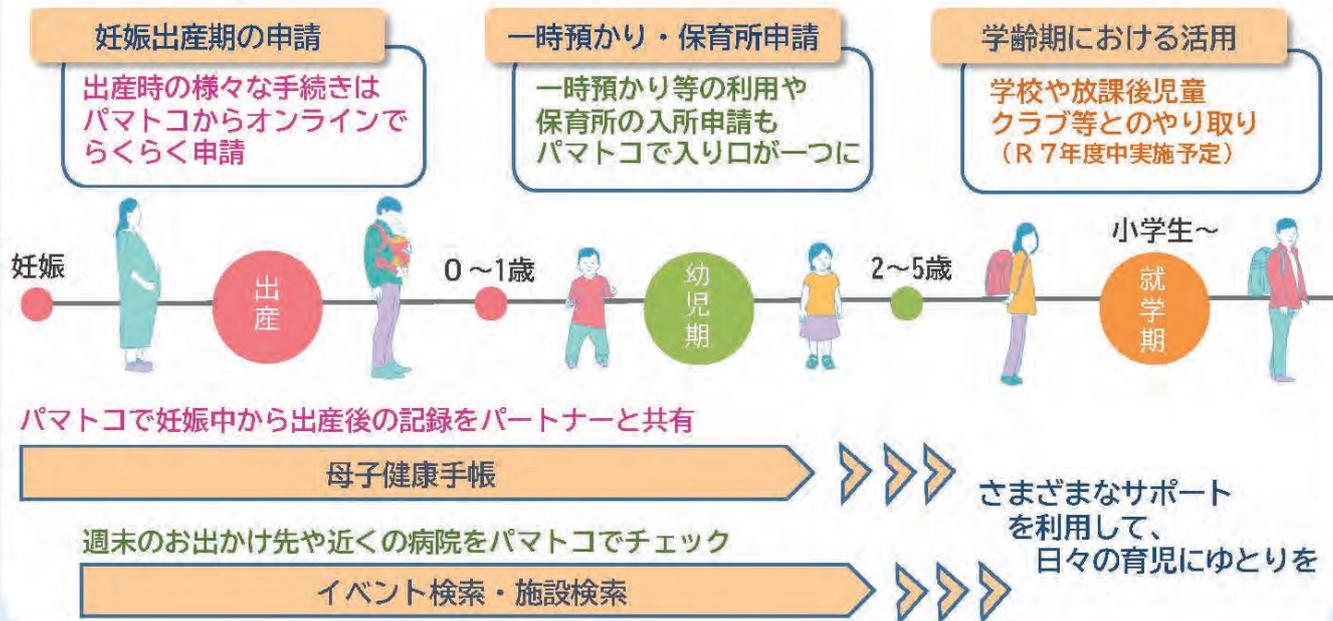
さまざまなコンテンツ

妊娠や子育ての相談ができる「妊産婦・こどもの健康相談」や市内で子育てする魅力を発信する「子育て応援マガジン」など日頃から活用いただけるコンテンツをご用意しています。



妊娠期から学齢期まで、各子育て家庭のライフステージに対応

※ご利用のイメージ



パマトコで申請可能な手続き一覧 (R7.4月末時点)

- ・ 出産応援金の申請
- ・ 妊婦健康診査費用助成金
- ・ 妊娠後期のアンケート
- ・ 児童手当の認定請求等
- ・ 小児医療証の交付・支給等
- ・ 出生連絡票の提出
- ・ 出産費用助成金
- ・ 産後母子ケア利用申請
- ・ 子育て応援金の申請
- ・ 一時預かりの予約
- ・ 保育・教育コンシェルジュ相談予約など

令和7年度は、各種システムとの連携など機能の拡充、及びUI・UXの向上などに引き続き取り組んでいきます。

施策分野1

基本施策①

1		生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実		事業内容
		本年度	千円	
		10,628,577		<p>誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実することで、こどもの健やかな育ちを支えます。</p> <p>1 出産費用助成事業 重点Ⅱ 19億1,372万円 (20億5,610万円) 経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境を整えることを目的に、出産した方を対象に助成金を支給します。 (1) 支給対象者 妊娠12週を超えて(85日以上)出産し、出産日から申請日現在まで継続して市内に住民登録があり、健康保険に加入している人 (2) 支給額 1児につき9万円 ただし、加入している健康保険から付加給付が支給される場合は、その額を控除した金額</p> <p>2 出産・子育て応援事業 5億4,545万円 (27億7,571万円) 6年度に妊娠の届出をした妊婦、出生した子の養育者に対し、それぞれ出産応援金、子育て応援金を支給し、妊娠・出産に係る経済的支援を行います。 出産応援金：5万円、子育て応援金：5万円×子の人数 ※7年度は下記の「3 妊婦のための支援給付事業」、「4 妊婦等包括相談支援事業」に移行</p> <p>3 妊婦のための支援給付事業<拡充> 重点Ⅱ 19億4,525万円 (-) 妊婦に着目した給付として、妊娠期と出産後の合計2回の給付を行うことで、それぞれの時期に応じた経済的負担の軽減を図ります。また、<u>2回目の給付対象を死産・流産の場合にも拡大します。</u> 1回目(妊娠届出後)：5万円、2回目(出産後)：5万円×子の人数</p> <p>4 妊婦等包括相談支援事業 8,273万円 (-) 妊娠期から切れ目のない支援を行うため、妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して、区福祉保健センターの母子保健コーディネーター等が、電話や対面での相談に応じます。</p> <p>5 子育て世代包括支援センター事業 6億5,427万円 (5億4,641万円) 母子保健コーディネーターが、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や、母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を実施します。</p> <p>6 妊婦・産婦健康診査事業<拡充> 重点Ⅱ 32億3,874万円 (19億5,830万円) (1) <u>妊婦健康診査<拡充></u> 妊婦の健康管理の充実を図るため、補助券等により妊婦健康診査費用の一部を助成するとともに、令和6年10月に事業開始した妊婦健康診査費用助成金により経済的負担を軽減し、より安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めます。 また、8年度以降に受診券方式への見直しを含む妊婦健康診査事業の更なる充実を図るため、<u>妊婦健康診査の実施状況把握のための医療機関調査を行います。</u> (2) 産婦健康診査 産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。</p> <p>7 妊婦歯科健康診査事業 5,412万円 (5,389万円) 妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。また、健診実施歯科医療機関を対象としたスキルアップ研修を行います。</p> <p>8 母子保健指導事業 7,035万円 (6,797万円) 母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親(両親)教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。 また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。</p>
前年度		9,308,340		
差引		1,320,237		
本年度の財源内訳	国	3,079,920		
	県	294,451		
	その他	12,430		
	市費	7,241,776		

9 乳幼児健康診査事業<拡充>

10億4,829万円 (9億7,064万円)

(1) 乳幼児健康診査

区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、生活習慣の確立、歯科・口腔機能の確立や疾患の予防等、育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

(2) 医療機関乳幼児健康診査<拡充>

医療機関乳幼児健康診査を生後1歳までに3回実施します。そのうち、1回目の対象時期を、現行の生後4か月未満から生後6週未満へ変更し、国の示す健康診査の項目に基づき実施します。

【参考】2回目：生後5～9か月未満 3回目：生後9～13か月未満

(3) 5歳児健康診査の実施に向けた体制整備<新規>

8年度以降の5歳児健康診査の実施に向けて、健診実施体制及び健診後の要支援者へのフォローアップ体制の整備を実施します。

10 妊娠・出産サポート事業<拡充>

3億3,099万円 (2億5,031万円)

(1) 妊娠・出産相談支援事業

重点Ⅱ

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメール及びLINEを活用し、気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営します。また、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援等、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防に繋がります。

(2) 産後母子ケア事業<拡充>

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までに、助産所や病院等でデイケア・ショートステイを提供します。7年度はショートステイの夜間職員配置に係る加算を実施します。また、助産師が利用者の居宅でケアを行う訪問型母子ケアは、対象期間を産後4か月未満から産後1年以内に拡充します。

(3) 妊産婦メンタルヘルス事業

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援を行います。また、心の不調を抱える妊産婦に対し、「おやこの心の相談」を実施します。

11 育児支援事業<拡充>

2億7,337万円 (2億5,195万円)

(1) 育児支援家庭訪問事業

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え、継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。

(2) 産前産後ヘルパー派遣事業<拡充>

育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、委託によりヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。第1子妊娠中も利用可とするとともに、委託料単価を引き上げます(6,080円/回)。

12 こんにちは赤ちゃん訪問事業<拡充>

1億2,556万円 (1億1,387万円)

子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報等を提供します。訪問謝金の単価を引き上げます(1,000円/件)。

13 乳幼児発達支援事業

1億3,231万円 (1億3,076万円)

乳幼児健診等で把握された「育てにくさ」を感じている養育者や発達面でフォローが必要な乳幼児に対して、養育者が先の見通しを持って育児ができるよう、個別相談やグループ支援を行います。

14 視聴覚検診事業<拡充>

7,759万円 (6,550万円)

視覚及び聴覚の異常を早期に発見し、視聴覚の発達期の適切な治療・療育を促すことを目的に3歳児(当年度に4歳になる幼児)を対象とした視覚及び聴覚検査を実施します。

また、令和7年9月から、3歳児乳幼児健康診査において、屈折検査機器を用いた視覚検査を6区で試行的に実施します。

15 不妊・不育相談等支援事業

1,126万円 (1,094万円)

不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談、医師・看護師の専門相談、カウンセラーによる心理的な支援、不妊症看護認定看護師等によるオンライン相談を行います。また、不育症で悩む方の経済的負担の軽減を図るため、検査費を助成します。

16 妊産婦・こどもの健康相談事業

重点Ⅱ

1億1,799万円 (5,000万円)

妊娠や子育ての不安を軽減するため、横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」を通じて、妊産婦及び未就学児の養育者が、無料で医師等に相談できる事業を実施します。

17 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業<拡充>

660万円 (600万円)

災害時に母子が安心・安全に避難行動をとれるよう、当事者や地域防災拠点の運営に携わる方等に向けた広報・啓発に取り組みます。

また、「横浜市地震防災戦略」に基づき、妊産婦・乳児を対象とした福祉避難所(母子専用型福祉避難所(仮称))を市内に1か所、試行的に整備し、避難環境の向上に取り組みます。

2	地域における子育て支援の充実	
	本年度	千円 3,537,293
	前年度	3,488,612
	差引	48,681
本年度の財源内訳	国	690,972
	県	617,461
	その他	2,072
	市費	2,226,788

事業内容

安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、こどもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

1 地域子育て支援拠点事業<拡充>

重点 I

16億6,969万円 (15億8,838万円)

(1) 地域子育て支援拠点の運営

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

イ 実施か所数 継続28か所 (サテライト10か所含む)

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充>

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

実施か所数 **新規1か所** (港南区/令和8年3月開始予定)
継続9か所

(3) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施<拡充>

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった親子への積極的なアプローチに取り組みます。

実施か所数 **新規5か所**、継続3か所



【地域子育て支援拠点】
(港北区・どろっぶ)

2 横浜子育てサポートシステム事業

1億9,379万円 (2億3,248万円)

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。併せて、新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、8時間分の無料クーポン(子サポdeあずかりおためし券)の配付を引き続き実施します。

(2) 会員数 (令和7年3月末時点)

- 利用会員(14,287人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
- 提供会員(2,641人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
- 両方会員(652人)・・・利用会員かつ提供会員の方

3 親と子のつどいの広場事業<拡充>

重点 I

7億668万円 (6億8,334万円)

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(1) 実施か所数<拡充>

新規3か所、継続75か所

(2) 一時預かり事業<拡充>

実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。

実施か所数 : 新規1か所、継続39か所

- 4 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>** **重点Ⅰ** **4億237万円** (3億4,261万円)
 施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。
 7年度は、保育所・認定こども園子育てひろばについて、週5・6日型の常設園に加え、新たに
3・4日型常設園を開設します (非常設園は廃止)。
また、休日に行う育児講習について補助を行うなど、運営費を拡充します。
 ○実施か所数 新規24か所、継続116か所

- 5 子育て支援者事業** **重点Ⅰ** **7,669万円** (7,636万円)
 保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地
 区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」
 が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。
 ○実施会場数 186会場

- 6 親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施** ※予算額は1を含む
 経験年数や施設内での役割に応じた、常設の親子の居場所(地域子育て支援拠点事業、親と子のつ
 どいの広場事業、保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業)従事者向け研修を実施し、支援
 の質の向上を図ります。

- 7 子育て応援アプリ「パマトコ」事業<拡充>** **重点Ⅱ** **4億7,000万円** (5億5,500万円)
 (1) 子育て応援アプリ「パマトコ」<拡充>
 スマートフォンを通じて、子育てに関する申請・手続や情報等を保護者・子ども一人ひとりに
 合わせて提供する、「パマトコ」を運用します。引き続き機能を拡充するとともに、子育てに
 必要な手続きのさらなるオンライン化を進めます。
 (2) 市内の子育て世代向けプロモーションサイト「横浜子育て応援マガジン」
 子育て世代の定住を促進するため、「パマトコ」内に本市の様々な魅力や特色ある取組を
 紹介するコンテンツを設け、効果的に発信します。



【横浜市子育て応援アプリ パマトコ】

- 8 ハマハグ推進事業** **807万円** (1,044万円)
 子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、小学生以
 下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配
 りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる子育て家庭応援
 事業(愛称「ハマハグ」)を実施します。ハマハグは子育て応援アプリ「パマトコ」に登録するこ
 とで、サービスを受けられます。
 また、「横浜アンパンマンこどもミュージアム」内に子育て情報スポットを設置し、市内の子育
 てに関する情報を発信します。
 ○ハマハグ協賛店舗・施設数 4,382店舗・施設(令和7年3月末時点)



【ハマハグ協賛店舗ステッカー】

- 9 子育てタクシー普及促進事業<新規>** **重点Ⅱ** **1,000万円** (新規)
子育て世帯の移動に対する不安・負担の軽減を図るため既存民間サービス「子育てタクシー®」
 の提供区域や供給量を拡大できるよう、認定講習費・登録費等補助などタクシー事業者への参入支援
 を実施します。

3	子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等	
	本年度	千円 198,433,809
	前年度	176,813,615
	差引	21,620,194
本年度の財源内訳	国	69,479,513
	県	31,623,496
	その他	11,662,806
	市費	85,667,994

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けたこどもに対する保育・教育を実施します。
 なお、3歳児から5歳児のこども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児のこどもは、利用料が無償となります。

1 「教育・保育給付」の認定を受けたこどもの保育・教育<拡充>
1,896億8,497万円 (1,682億7,615万円)

子ども・子育て支援制度における施設型給付及び地域型保育給付並びに保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育士等の処遇改善、保育・教育の質を確保するとともに、安定的かつ継続的な運営を支援します。

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付<拡充> 1,485億745万円
 ア 施設型給付費 1,359億1,383万円
 保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内訳	令和6年度	令和7年度
民間保育所	814か所	814か所
市立保育所	56か所	56か所
幼稚園（給付対象施設）	128か所	142か所
幼保連携型認定こども園	55か所	62か所
幼稚園型認定こども園	15か所	15か所
計	1,068か所	1,089か所

- イ 地域型保育給付費<拡充> 125億9,363万円
 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児（3号認定）の保育を実施します。また、国の公定価格における「1歳児配置改善加算」の新たな創設を踏まえた対応として、対象事業への職員配置の改善を進めます。

内訳	令和6年度	令和7年度
小規模保育事業	246か所	255か所
家庭的保育事業	18か所	14か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	1か所	1か所
計	269か所	274か所

- (2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充> 411億7,752万円
 給付対象施設・事業に対して、保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、代休代替等のためにローテーション保育士を確保するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。7年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。

また、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、要件を満たす経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

- ア 保育・教育施設向上支援費<拡充> 396億1,639万円
 保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。
 7年度は、国で定める公定価格が保育士等の処遇改善策として引き上げられたことに併せて、本市での保育士配置基準に係る加算の単価を国と同水準まで引き上げます。
 また、経験年数7年以上の保育補助者に対する助成額を拡充し保育現場の人材確保を進めます。

- イ 地域型保育向上支援費 15億6,113万円
 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

- 2 延長保育事業** **66億676万円** (63億8,008万円)
 給付対象施設・事業に対し、各施設・事業が定める保育時間を超えて延長保育が必要な乳児、幼児の保育を実施するために必要な経費を助成します。
- 3 市立保育所民間移管事業** **1億3,984万円** (7,337万円)
 既移管園へのアフターフォローを行います。また、既移管園の擁壁改修工事等を行います。
- 4 横浜保育室助成事業** **6億7,285万円** (6億3,862万円)
 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。 (施設数：9か所)
- 5 認可外保育施設等への助成** **8億2,474万円** (9億208万円)
- (1) 認可外保育施設等利用料助成事業 7億3,548万円
 施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等の利用料を助成します。
- (2) 無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上 8,926万円
 認可外保育施設やベビーシッターに対し、保育の質の確保・向上のための研修、児童の処遇向上を目的とした助成を実施します。
- 6 保育所等における業務効率化** **1億3,515万円** (1億4,200万円)
 保育士の業務負担軽減を図るため、保育所等に対し、ICT等を活用した業務支援システムや翻訳機等の導入にかかる経費を補助します。また、市立保育所全園に導入している業務支援システムを引き続き使用し、スマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席連絡等を可能にすることで、保護者の利便性向上を図ります。
- 7 にもつ軽がる保育園** **5億6,308万円** (6億2,332万円) 重点Ⅱ
 (登園時の持ち物負担軽減事業、午睡用寝具購入補助事業、使用済み紙おむつ処分費用助成事業) ※予算額は一部再掲
 保護者及び保育士の負担軽減を行うため、紙おむつや食事用エプロン、寝具などについて、サブスクの導入など、保護者が持参する持ち物を減らす取組を実施している保育所等に対し、助成を実施します。また、保育所等に対し、使用済み紙おむつの処分費用の助成を行います。
- 8 給付費事務、保育所入所事務のDX化** **1億4,395万円** (1億1,840万円)
- (1) 給付費請求に係るシステム開発等 8,052万円
 施設の利便性向上と事務の効率化を図るため、利用児童に係る情報等本市の持っているデータを活用し、施設が給付費等の請求に使用するシステムについて、7年度中の運用開始に向けて開発を行います。
- (2) 保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用 6,343万円
 保育所入所事務や幼稚園利用児童の認定事務について、RPA及びAI-OCRを活用し、事務の効率化を図ります。
- 9 指導・監査** **1,373万円** (1,312万円)
- (1) 認可保育所等の指導等 ※一部、予算額は5に含む
 保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。併せて、より良い施設運営に向け、施設長等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。また、保育の改善支援を目的に専門家を派遣する横浜市保育所等保育改善サポート事業を引き続き実施します。
- (2) 認可保育所等の監査
 保育所等への一般指導監査、運営に問題のある施設等への特別指導監査等を随時実施します。また、法律や会計の専門家から助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。

4		幼児教育の支援		事業内容
本年度		千円 9,770,235		<p>生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、こどもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。</p> <p>そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、個別支援教育費等の補助を行います。</p> <p>1 私立幼稚園等に係る施設等利用給付費 32億760万円 (50億644万円)</p> <p>私立幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、月額25,700円を上限とした額を支給します。 (給付対象人数：10,401人)</p> <p>2 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～<拡充> 57億9,365万円 (53億5,623万円)</p> <p>保育所待機児童対策と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。</p> <p>国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。</p> <p>また、<u>障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。</u></p> <p style="text-align: right;">(新規2園、継続224園)</p> <p>3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> 2億3,191万円 (1億9,045万円)</p> <p>保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。</p> <p>また、<u>国基準に基づいた多子軽減制度を新たに導入します。</u></p> <p style="text-align: right;">(新規5園、継続21園)</p> <p>4 私立幼稚園等一時預かり保育事業 2億1,460万円 (1億9,005万円)</p> <p>在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。</p> <p style="text-align: right;">(園数：119園)</p> <p>5 私立幼稚園等補助事業 1億1,945万円 (1億1,945万円)</p> <p>幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。</p> <p style="text-align: right;">(対象園：265園)</p> <p>6 私立幼稚園等個別支援教育費補助事業 1億1,424万円 (1億1,304万円)</p> <p>私立幼稚園等を受ける幼稚園等に在園する障害児など個別に支援が必要な児童に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。</p> <p style="text-align: right;">(対象者：476人、補助単価：上限24万円/人・年)</p> <p>7 私立幼稚園等施設整備費補助事業 3,000万円 (3,000万円)</p> <p>1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。</p> <p style="text-align: right;">(対象園：30園、補助額：上限100万円)</p> <p>8 幼稚園教諭等住居手当補助事業 5,879万円 (5,604万円)</p> <p>私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。</p> <p>○補助基準額：1人あたり上限月額40,000円 ○7年度以降の利用については、1人1回限りとします。</p> <p style="text-align: right;">(申請見込件数：355人相当分)</p>
前年度		11,061,704		
差引		△1,291,469		
本年度の財源内訳	国	2,625,040		
	県	1,363,973		
	その他	—		
	市費	5,781,222		

5	多様な保育・教育ニーズへの対応	
	本年度	千円 20,590,631
	前年度	17,759,277
	差引	2,831,354
本年度の財源内訳	国	2,348,742
	県	1,397,144
	その他	54,314
	市費	16,790,431

事業内容

多様な保育・教育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、病児保育等を推進します。

1 一時預かり事業<拡充> **重点Ⅱ** 24億6,582万円 (24億7,301万円)

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。

7年度は、児童を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受入枠の拡充を図ります。

また、予約システムにWEB面談機能を追加し、利便性の向上を図ります。



【WEB面談の様子】

(1) 保育所等での一時保育事業<拡充> 15億642万円

保護者が就労やリフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所や認定こども園、小規模保育事業等で一時保育を実施します。

基本助成や利用児童加算助成のほか、障害児など個別に支援が必要な児童を受け入れた際の補助単価を増額します。

(2) 乳幼児一時預かり事業<拡充> 9億5,940万円

子育て中の保護者が、理由を問わずにリフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することで、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的として、認可外保育施設や小規模保育事業を実施する場所に併設した一時預かり事業を実施します。

基本助成や利用時間加算等の補助単価を増額します。

○8時間実施施設：新規3か所、継続23か所 ○11時間実施施設：新規3か所、継続13か所

2 いざというときの一時預かり事業<新規> **重点Ⅱ** 1,969万円 (新規)

保護者の病気や急な用事などの利用ニーズに応えるため、保育所等の定員の空き枠を活用し、年度を通じて、突発的な預かりに特化した受入枠を確保します。

(実施施設：10か所)

3 24時間いつでも預かり保育事業<拡充> **重点Ⅱ** 8,124万円 (6,640万円)

(旧事業名：24時間型緊急一時保育事業)

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。

夜間や休日等に、緊急に保育を必要とする児童の受入体制の強化を図るため、運営費の補助を拡充します。(実施か所：2か所)

4 幼稚園等における長時間預かり・一時預かり<拡充>

62億4,016万円 (57億3,673万円)

- (1) 私立幼稚園等預かり保育事業 (再掲(P. 19))
～わくわく！はまタイム～<拡充> 57億9,365万円
- (2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> (再掲(P. 19))
2億3,191万円
- (3) 私立幼稚園等一時預かり保育事業 (再掲(P. 19))
2億1,460万円



【幼稚園の様子】

5 商業・集客施設等での一時預かり促進事業<新規> **重点Ⅱ** 2,000万円 (新規)

預かりの充実に向けて、商業・集客施設や大規模イベント会場等で短時間の一時預かりをモデル実施します。また、市庁舎内での土日祝日の一時預かりをモデル実施します。

6 こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業<新規> **重点Ⅱ** 300万円 (新規)

保護者のリフレッシュ等、短時間の預かりニーズに応えるため、英語遊びやダンスなど、こどもが楽しめる預かりプログラムを地区センター等の身近な場所で実施します。

7 病児・病後児保育事業<拡充> 7億3,208万円 (6億5,941万円)

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。7年度は、安定的に事業が実施できるよう、委託費の基本単価の拡充を行います。また、事業者が本市のWEB予約システムを導入する際の端末購入に係る補助を実施するとともに、施設での使用済み紙おむつの処分費用の助成により、保護者・事業者双方の作業負担を軽減します。さらに、感染症等、隔離が必要な児童を預かり、基準以上の職員を配置した場合に委託費の加算を行います。

○病児保育：新規2か所、継続25か所 ○病後児保育：4か所

8 プレイフルラーニングのモデル実施<新規>

1,000万円 (新規)

乳幼児期からの英語体験の充実を目指し、コミュニケーション活動を通して英語に触れられるよう、ネイティブの講師によるプレイフルラーニング（遊びを通して英語や文化に触れる活動）を市立保育所15園（各園年40時間）でモデル実施します。



【プレイフルラーニングのイメージ】

■コラム

～環境に配慮した紙おむつのサブスク～

市立保育所では、保護者の荷物負担軽減の取組として、紙おむつのサブスク（定額利用サービス事業）を実施しており、令和6年10月から環境に配慮した施設専用の紙おむつを導入しています。

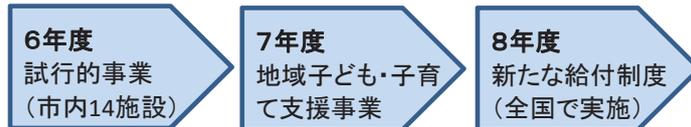
使用済みの紙おむつからリサイクルにより取り出した再生パルプを使用することで、従来品と同等品質のままに、環境に配慮した紙おむつとなっています。また、紙おむつだけでなく、配送時の梱包用段ボールやパッケージにおいても、再生素材の活用やインク量の削減などに取り組んでいます。

9 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)＜拡充＞

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが月一定時間利用できる「こども誰でも通園制度」について、8年度の全国での本格実施に向けて、先行して実施します。

- 実施施設：認可保育所
認定こども園
小規模保育事業
幼稚園
地域子育て支援拠点
- 30施設予定

◆8年度までのスケジュール



重点 I

8,131万円 (3,758万円)



【こども誰でも通園制度の様子】

10 障害児や医療的ケア児の受入れ推進＜拡充＞

108億1,264万円 (86億6,264万円)

※予算額は再掲

(保育・教育施設向上支援費、地域型保育向上支援費、保育・幼児教育質向上事業、地域型保育給付費、保育・幼児教育職員等研修事業、市立保育所運営費、保育所等整備事業の一部)

障害児や医療的ケア児の保育・教育に必要な保育士を追加で配置等する経費の助成について、補助単価を増額します。

また、医療的ケア児のために看護職員を配置する経費のほか、看護職員が研修や休暇等で不在となる場合に、代替りの看護職員を配置する際の経費を助成します。

さらに、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入が可能な「医療的ケア児サポート保育園」を新たに12園認定します。

加えて、障害や疾病等の理由から保育所等での集団生活が困難な医療的ケア児について、児童の居宅に訪問して保育する居宅訪問型保育事業を実施します。

その他、障害児や医療的ケア児の保育の事例を学ぶ研修を実施するとともに、受入れのための施設改修費等及び駐車場の整備費を補助します。

【参考】

- 障害児保育教育対象認定児童数
6年度：2,743人 (5年度：2,412人)
 - 個別支援保育教育対象認定児童数
6年度：327人 (5年度：271人)
 - 医療的ケア対象認定児童数
6年度：61人 (5年度：48人)
- ※各年度4月1日現在の認定児童数



【医療的ケア児の保育の様子】



【研修の様子】

11 外国につながるこどもへの支援＜拡充＞

(保育・教育施設向上支援費、業務効率化推進事業の一部)

1億2,468万円 (1億2,352万円)

※予算額は再掲

保育所等が外国にルーツを持つ児童の保育を円滑に行えるよう、国の助成に加えて保育士を雇用するための経費を助成し、7年度は、補助単価を増額します。

また、外国籍の保護者や児童とのコミュニケーションを円滑にするための翻訳機購入費用を補助します。



【保育園の多言語対応の取組例】

6	保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保	
	本年度	千円 3,224,914
	前年度	3,194,895
	差引	30,019
本年度の財源内訳	国	1,880,208
	県	—
	その他	289
	市費	1,344,417

事業内容

こどもの豊かな育ちを支えるため、保育・教育の質の確保・向上に向け、園内研修・研究の支援や研修の充実を図ります。また、保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるための取組を推進します。

あわせて、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保を図る施策を推進します。

1 保育・教育の質向上の仕組みづくり

1億934万円(1億243万円)

(1) 保育・教育の質向上に向けた取組

重点Ⅰ

ア 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践

「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、宣言の理解を深め日々の保育の実践や振り返りに活用することで、更なる質向上につなげます。

また、横浜の保育・教育への理解につながるよう、保護者や地域に向けて周知を図ります。

イ 保育・幼児教育センター（仮称）の整備

質の高い保育・教育の実現に向け、研修・研究の推進や相談機能の充実等の拠点となる保育・幼児教育センター（仮称）を新たな教育センターに併せて整備するために、教育委員会事務局とともに、選定された事業者と本市の間で、整備に向けた設計協議を進めるため、設計・設備アドバイザー業務を委託します。

(2) 園内研修・研究の取組の支援

重点Ⅰ

ア 園内研修・研究を推進する人材育成

園内研修・研究や公開保育を実施できる人材を育成する研修を実施します。また、他園を訪問し、園内研修や公開保育の企画の相談、実施のサポートを行い、保育を伴走的に支援する人材を育成するため、保育・教育質向上サポーター事業（Yサポ）を実施します。

イ 園内研修・研究サポーターの派遣

新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に、保育・教育分野の経験者を派遣し、園内研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決を支援します。

(3) 施設長等の人材育成の取組（一部再掲(P.18)）

より良い施設・法人運営に向け、施設長や主任・リーダー、運営法人の管理責任者等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。また、本市と昭和女子大学の協定に基づき、保育所等における組織マネジメントの向上や、保育・教育分野における経営人材の育成の取組を進めます。

(4) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。また、実践事例を収集し、保育・教育施設等と共有することで、保育・教育の質向上につなげます。

(5) 第三者評価・自己評価の取組の推進

重点Ⅰ

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、「保育所における自己評価ガイドライン」に基づく研修を実施し、取組を推進します。

2 保育・幼児教育職員等研修

重点Ⅰ

4,659万円(5,133万円)

保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に付け、保育の質を高めるために、キャリアに応じた研修を、受講者数を拡充して実施します。また、研修内容によって、オンラインと会場開催を併用し、より効果的に学べる環境を整え、保育の質の向上を図ります。

○52講座・148回開催（定員：31,040人）

3 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,117万円(1,207万円)

保育・教育施設（認可外保育施設・地域子育て支援拠点含む）間のネットワークを構築し、公開保育の協働実施や情報交換・ノウハウの共有化の推進等を通じて、保育の質の向上と地域子育て支援の充実を図ります。

4 幼保小連携・接続事業

3,122万円 (3,794万円)

こどもたちが園での育ちと学びを生かし、小学校で安心して自分らしさを発揮できるようにすることを目指し、幼児期の教育と小学校教育を滑らかにつなぐとともに、園と小学校の双方の教育の充実を図ります。

園や小学校においては、小学校の体験入学や児童による絵本の読み聞かせ等、園児と児童が交流する活動や研修会等を通じた大人同士の連携も図られています。

これらの取組を支援するために、研究・研修を中心とした幼保小連携・接続事業の一層の推進を図ります。



【保育所等の園児と小学生の交流】

5 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保<拡充>

30億2,659万円 (29億9,113万円)

(1) 保育士宿舎借り上げ支援事業

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための補助を行います。

○補助対象：採用10年目までの保育士 ○補助基準額：1戸あたり上限月額 82,000円

○7年度以降の利用については、1人1回限りとします。(申請見込件数：4,476戸)

(2) 幼稚園教諭等住居手当補助事業 (再掲(P.19))

(3) 中学・高校生の園見学促進事業<新規>

中学・高校生を対象に、保育の仕事の魅力や職業体験を実施している園の情報などを発信し、保育所、幼稚園等での保育士・幼稚園教諭体験の受入れを促進することで、保育士・幼稚園教諭の魅力伝えていきます。

(4) 潜在保育士等への就労奨励金交付事業

潜在保育士等が「かながわ保育士・保育所支援センター」で求職登録を行い、就労支援を受けた上で市内保育所等に就職した場合、奨励金として一人あたり5万円を支給します。

(5) 市内保育所等の情報紹介サイト活用事業

民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報を発信します。

(6) 保育士修学資金貸付事業

保育士養成施設の在学学生に対して貸付を行い、市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。

○貸付対象数：50人/年 ○貸付金額：月額5万円以内(最大2年間120万円)

○入学準備金及び就職準備金：各20万円

(7) 就職面接会等・就職支援講座・保育所見学会

潜在保育士や養成施設の学生等を対象に、就職面接会及び就職支援講座を開催します。

(8) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等が雇用する保育従事者が、保育士資格や幼稚園教諭免許を取得するために要した講座等の受講料等の補助を行います。また、保育士試験の直前対策講座をオンラインで実施します。

(9) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育所等に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

(10) 保育士相談窓口の設置

保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設けることで、不安を解消し、離職を防止します。

(11) 民間団体の保育士確保支援

市内保育団体が行う人材確保の取組のための補助を行います。また、市内保育団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力を開発する事業に対し、事業費の一部を負担します。

7		保育・教育の確保		事業内容
本年度		千円 3,363,178		<p>待機児童や保育の必要性が高い保留児童の解消に向けて、既存の保育・教育資源の活用を中心に1・2歳児の受入枠確保を進めます。受入枠がなお不足する地域については、保育所等を整備し、市全体で新たに404人分の受入枠の確保に取り組んでいきます。</p> <p>保護者の方への個別フォローや情報発信を進めるとともに、保育施設の空きスペース等を有効活用した受入れを推進していきます。</p> <p>1 変化する保育ニーズに対応するための既存活用策の推進 3億8,252万円 (5億8,106万円)</p> <p>(1) 保育ニーズの高い1・2歳児の受入枠拡大 8,899万円</p> <p>ア 1・2歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し 既存施設において、1歳児の受け入れ枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助や、1・2歳児の定員増に伴う備品購入費や改修費の補助を実施し、1・2歳児の受入枠の拡大を進めます。</p> <p>イ 中規模な改修による既存活用の推進 既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う場合、老朽化した設備等の改修費を3か所に補助します。</p> <p>(2) 医療的ケア児等の受入れ推進 (再掲(P.22)) 1,750万円</p> <p>(3) 年度限定保育事業 2億4,747万円 保育所等を利用できず「保留となった1・2歳児」を対象に、認可保育所等の空きスペースを活用し、年度を限定して保育を実施する保育所に対して、運営費の一部を助成します。</p> <p>(4) 入所が可能な小規模保育事業への送迎支援 2,856万円 保育所等に入所できず保留となった1・2歳児が自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、駐車場の確保に係る費用の補助又はタクシーの利用料金等に充当可能な電子チケットの配付を行い、児童の送迎を支援します。</p> <p>2 保育所等の新規整備等<拡充> 27億3,757万円 (27億2,369万円)</p> <p>(1) 認可保育所の整備<拡充> 7億218万円 民間ビル等の内装整備費等への補助により、認可保育所4か所の整備(定員増計200人)を行います。補助基準額を増額(定員60人の場合:6,880万円→7,437万円)します。 また、重点整備地域で整備を行った場合の開所後賃借料(補助率:10/10)を補助します。</p> <p>(2) 地域型保育事業の整備<拡充> 1億5,522万円 民間ビル等の内装整備費等への補助により、小規模保育事業等4か所の整備(定員増計54人)を行います。補助基準額を増額(A型(6人以上19人以下)の場合:3,549万円→4,132万円)します。 また、小規模保育事業整備費補助金を受けて開所した小規模保育施設に対して、開所後賃借料補助を拡充(補助基準額:月額60万円→80万円)します。</p> <p>(3) 横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備、老朽改築等<拡充> 18億8,017万円 ア 改修費等の補助により横浜保育室の認可移行(2か所)を支援します。</p> <p>イ 既存施設への補助による幼保連携型認定こども園への移行(定員増計27人)を支援するほか、老朽化に伴う改築について、7年度中に完了予定の2か所(定員増計12人)に加え、新たに3か所に着手します。 また、補助基準額を増額(保育所定員60人の場合:1億8,210万円→1億9,695万円)します。</p>
前年度		3,503,298		
差引		△140,120		
本年度の財源内訳	国	1,740,191		
	県	190,478		
	その他	231,273		
	市費	1,201,236		

3 保育所等における多機能化<拡充>

4,793万円 (2,500万円)

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所改修費等補助<新規>

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施のため、改修が必要な施設に対する補助制度（補助基準額：432万円）を創設します。

(2) 一時保育の推進

新規開所施設（認可保育所）に一時保育室を設けた場合、補助基準額に加算（300万円）します。また、既存施設で一時保育事業の開始や、受け入れ人数の増加にあたり必要となる施設の改修及び物品の購入に要する費用を補助します。

(3) いざというときの一時預かり事業<新規>（再掲(P.20)）

4 保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信<拡充>

1億9,516万円 (1億7,354万円)

(1) 保育・教育コンシェルジュの配置及び個別フォローの実施

1億7,060万円

保育・教育コンシェルジュを各区に配置することで、保護者のニーズと必要なサービス等を適切に結び付けます。また、保育所等の申請が集中する期間には、申請者への個別フォローを実施します。



【相談に応じる保育・教育コンシェルジュ】

(2) 園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信<拡充>

2,456万円

情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」にて各保育所等の雰囲気や魅力を発信します。また、サイトの掲載情報を充実させ、利便性の向上を図ります。

幼稚園が持つ幼児教育・保育の場としての魅力を伝える動画等を作成・掲載します。



【えんさがしサポート★よこはま保育】

【7年度 整備量内訳】

整備内容	箇所数	増減（人）
1 既存施設の活用	8	109
既存施設での1歳児定員拡大	—	46
中規模改修による1・2歳児枠拡大	3	3
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	5	60
2 新規整備	8	254
認可保育所の整備（既存施設連携型1・2歳児保育所を含む）	4	200
地域型保育事業の整備	4	54
3 横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備、老朽改築	7	41
	23	404

8		放課後の居場所づくり		事業内容		
				本年度	千円	15,609,590
				前年度		15,021,386
				差引		588,204
本年度の財源内訳	国		4,253,711			
	県		3,902,591			
	その他		2,777			
	市費		7,450,511			

事業内容

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。
 また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「こどもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。

1 放課後キッズクラブ事業<拡充>

106億6,691万円 (103億4,697万円)

学校施設等を活用し全てのこどもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。さらに、小学校での日常的な1人1台端末の持ち帰りに対応するため、キッズクラブの専用ルーム等に端末を教育情報ネットワークに接続するためのアクセスポイントを設置します。

また、クラブの安定した運営を支援するため、平日に18時半を超えて開所している支援の単位及び開所日数が200日未満の支援の単位への運営費補助並びに小学校の建替え等に伴い放課後キッズクラブの移転が生じるクラブへの備品費等の補助を創設します。

(運営か所数：337か所)



【放課後キッズクラブの活動】

2 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業

2億3,655万円 (1億8,790万円)

小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブの活動場所の整備を行います。

(実施設計：7か所、工事：7か所)

3 放課後児童クラブ事業<拡充>

40億3,705万円 (36億1,217万円)

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

また、小学校での日常的な1人1台端末の持ち帰りに対応するため、端末をインターネットに接続するための通信費等の補助を創設するとともに、クラブの安定した運営を支援するため、平日の長時間開所加算の要件を見直し、18時半を超えて開所している支援の単位を補助対象とします。

(運営か所数：228か所)



【放課後児童クラブの活動】

4 放課後児童サポート事業<拡充>

4億7,866万円 (7億3,151万円)

放課後児童育成施策の質の向上のための支援を行い、全てのこどもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進します。

(1) 人材確保支援<拡充>

事業所における人材確保支援のため、集約した各事業所の求人情報について、本市ホームページへの公開を引き続き行います。加えて、主要駅通路デジタルサイネージや大学等で広報動画を掲出します。



【人材募集チラシ】

(2) 人材育成支援<拡充>

必要な知識や技術の習得ができるよう、こどもの育成支援や安全・安心への対応など様々な研修を実施します。また、研修講座の内容や回数の充実を図るとともに、引き続きオンラインでの研修も実施し、受講しやすい環境を整え、事業所の人材育成が一層進むよう支援します。

(3) プログラム充実のための支援

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援します。

(4) デジタル化の推進<拡充>

児童の入退室情報を管理するシステム等の放課後事業に
関係するシステムの相互連携や、パマトコとの連携により、
更なる保護者の利便性の向上及びクラブの事務負担の軽減
を図ります。



【プログラムの様子】

(5) 長期休業期間中における昼食提供<拡充> **重点Ⅱ**

全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブを対象
に、長期休業期間中の昼食提供を夏休みに加え、冬休み・
春休み（3月）にも実施します。

また、より一層安全で安心な昼食提供を実施するため、
外部機関によるアレルギー表示の確認を行います。



【昼食提供の様子】

5 小学生の朝の居場所づくりモデル事業<拡充>

重点Ⅱ

4,505万円 (349万円)

小学生の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、こどもたちが安心して過ごすことができる居場所づくり事業を引き続きモデル事業として新たに8か所で実施するとともに、8年度の実施か所数拡大に向けた環境整備等を行います。

(実施か所数：10か所（新規8か所）)

6 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

1億741万円 (1億331万円)

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

(運営か所数：5か所)

7 プレイパーク支援事業<拡充>

重点Ⅰ

※みどり環境局との共管事業

3,796万円 (3,605万円)

地域主体で、公園等の一部を「こどもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

また、安心・安全な環境で過ごせるよう、プレイパークを
開催する際の安全点検など、開催準備等への支援を拡充しま
す。

(実施団体数：23団体)



【プレイパークの活動】

9	こども・若者の健全育成の推進	
	本年度	千円 920,546
	前年度	916,273
	差引	4,273
本年度の財源内訳	国	46,364
	県	874
	その他	31,210
	市費	842,098

事業内容

多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動の充実、地域・団体活動支援や青少年関係施設の運営等により、こども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

1 青少年を育む地域の環境づくり

1億7,022万円 (1億7,622万円)

- (1) 社会環境改善事業
青少年指導員等と連携し、青少年が安心して過ごすことのできる環境づくりに取り組みます。
高校生世代を中心とした青少年の居場所や相談先をみつける情報サイト「ふぁんみつけ」を運営します。
- (2) (公財) よこはまユース青少年事業費補助
青少年活動の支援や人材育成等を行う「よこはまユース」に対し、補助を行います。
ア 青少年の支援に関わる人材育成事業
イ 青少年の育成に係る活動支援事業
ウ 青少年の体験機会等の普及・啓発事業
- (3) 青少年の地域活動拠点づくり事業 **重点I**
ア 青少年の地域活動拠点づくり事業
中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動の機会を提供する、青少年の地域活動拠点を7か所で実施します。
また、こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例を踏まえ、青少年の声を聴く取組を実施します。
イ 青少年の交流・活動支援スペース (さくらリビング)
居場所や活動の場の提供等に加え、地域活動拠点の運営支援など、社会参画に向かう青少年の健やかな成長を支援します。
- (4) 道志村自然体験推進事業
青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流を促進するため、本市青少年への道志村キャンプ場の利用料助成及び道志村の児童受入れ事業を行います。



【青少年の地域活動拠点の活動】

2 こども食堂等支援事業<拡充>

重点I

2,868万円 (1,680万円)

こども食堂等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。
フードバンク等と連携した食材等の配付のほか、こども食堂等の地域のこどもの居場所づくりの取組の創設や活動の継続を目的とした補助金を交付します。<社会福祉基金を活用>
また、関係団体同士の連携を強化するため、こども食堂等ネットワーク構築の対象区を拡大します。

3 青少年育成に携わる団体等の支援

477万円 (443万円)

- (1) 地域における青少年育成を進めるため、青少年指導員の活動を支援します。
ア 委嘱人数
2,522人 (令和7年4月1日現在)
イ 活動内容
青少年健全育成のための交流・体験活動の提供、社会環境健全化に向けた活動、研修・啓発
- (2) 市内で活動する少年5団体 (横浜市子ども会連絡協議会、ボーイスカウト横浜市連合会、ガールスカウト横浜市連絡協議会、横浜海洋少年団、横浜市健民少年団) や、非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助を行います。

4 青少年関係施設の運営等

重点I

7億1,632万円 (7億1,815万円)

- (1) 青少年の健全育成を図るため、青少年の自然・科学体験、指導者等の研修等を行う青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。
○所管施設: 横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター、横浜市青少年野外活動センター (三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)
- (2) 旧青少年交流センターについて解体工事を行います。

5 横浜市子ども・若者支援協議会の運営

57万円 (68万円)

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、こども・若者が自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営し、こども・若者育成施策について協議します。また、新たにヤングケアラー支援に関する学識経験者を加え、支援の充実に向けた議論を推進します。

10 地域療育センター運営事業		
本年度	千円 4,040,577	
前年度	4,140,418	
差引	△ 99,841	
本年度の財源内訳	国	41,457
	県	19,854
	その他	109
	市費	3,979,157

事業内容

0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、相談、診療・評価、集団療育等を実施しています。

また、地域における療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、児童の対応に関する助言や障害の理解を深めるための支援等を行っています。

方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。

1 地域療育センター運営事業<拡充>

40億4,058万円 (41億4,042万円)

(1) 巡回訪問の拡充<拡充>

地域の中核機関として行っている巡回訪問について、保育所、幼稚園、小学校等に加え、地域の児童発達支援事業所等へ試行的に実施するため、3センターにソーシャルワーカーを増員します。(北部・西部・東部)

(2) 電子カルテの導入<拡充>

6年度に3センターで実施した電子カルテの導入について、残り5センターの診療所等において、紙カルテから電子カルテに移行します。これにより、市内すべてのセンターで電子カルテの導入が完了します。(南部・戸塚・北部・東部・港南)

(3) 初期支援の実施等<拡充>

利用申込後、こどもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」や心理職等の専門職による面接(相談対応)を引き続きすべてのセンターで実施します。

また、障害児相談支援の充実を図るため、ソーシャルワーカーを増員します。

【センターにおける療育の様子】



【「ひろば事業」の様子】



【各地域療育センター予算内訳】

単位：千円

地域療育センター名	担当区	本年度予算
1 東部地域療育センター	鶴見、神奈川	557,747
2 中部地域療育センター	西、中、南	518,844
3 よこはま港南地域療育センター	港南、栄	420,025
4 西部地域療育センター	保土ヶ谷、旭、瀬谷	499,706
5 南部地域療育センター	磯子、金沢	505,928
6 地域療育センターあおば	青葉	373,169
7 北部地域療育センター	緑、都筑	508,197
8 戸塚地域療育センター	戸塚、泉	506,587
9 総合リハビリテーションセンター	港北	※150,374
計		4,040,577

【地域療育センターの主なサービス内容】

相談・地域支援等	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応 巡回訪問 初期支援 障害児相談支援 療育講座 保育所等訪問支援 等
診療	<ul style="list-style-type: none"> 診断・検査 評価・訓練 等
集団療育(通園部門等)	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援等

※総合リハビリテーションセンターについては、障害児支援に係る経費の一部をこども青少年局予算としています。

11		在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実	事業内容
			<p>障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。</p> <p>1 障害児通所支援事業等<拡充> 253億7,603万円 (224億4,809万円)</p> <p>(1) <u>障害児通所支援事業<拡充></u> 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。 より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、障害児相談支援事業所への補助を実施します。特に、行動障害や医療的ケア等により特別な支援を要する児童に対して、相談支援を行う場合は、補助の上乗せを行います。 ○障害児通所事業所見込数 911か所</p> <p>(2) <u>主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実<新規></u> 主として重症心身障害児を対象とした事業所（市内35か所）の充実に向けて、<u>未整備区（神奈川・金沢・戸塚・栄区）を対象に新たに整備費補助（2か所分）を実施します。</u> <u>また、災害時に備えて非常用電源の導入補助（7か所分）を新たに実施します。<社会福祉基金を活用></u></p>
本 年 度		千円 28,750,831	
前 年 度		25,730,787	
差 引		3,020,044	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	13,586,894	
	県	6,327,686	
	その他	20,833	
	市 費	8,815,418	
2 学齢後期障害児支援事業			2億3,437万円 (2億9,294万円)
<p>学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を市内4か所の事業所で実施します。</p>			
3 障害児医療連携支援事業<拡充>			7,222万円 (7,167万円)
<p>(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業 医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を実施します。</p> <p>(2) <u>医療的ケアを担う看護師等に対する研修<拡充></u> 医療的ケア児を受け入れるサポート保育園等で医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的とした研修を実施します。7年度は、研修対象に障害児通所支援事業所に勤務する看護師等を加えます。</p> <p>(3) <u>レスパイト事業のモデル実施<新規></u> <u>医療的ケア児・者等の家族の負担軽減を目的として、自宅に看護師を派遣するレスパイト事業をモデル実施します。</u></p> <p>(4) <u>メディカルショートステイ事業</u> 常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。 ○協力医療機関数：11病院</p> <p>(5) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援 医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。</p>			
4 特別児童扶養手当支給事務費			7,752万円 (4,983万円)
<p>障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当の請求受付・認定等を実施します。また、区役所業務の一部を集約し市民の利便性向上及び事務の効率化を図ります。</p>			
5 障害児入所支援事業等<拡充>			29億9,069万円 (28億6,826万円)
<p>障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。また、<u>福祉型施設における医療的ケア児の受入れ体制を整備するため、看護師派遣のモデル事業を新たに実施します。</u> さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。 また、福祉型施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメントや関係機関支援等を行うコーディネート業務を実施します。</p>			

12	困難を抱えやすい こども・若者への 支援の充実	
	本年度	千円 799,400
	前年度	817,553
	差引	△ 18,153
本年度の 財源内訳	国	266,281
	県	1,558
	その他	1,957
	市費	529,604



【地域ユースプラザの活動】

事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実に取り組みます。また、養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣の習得のための支援を実施します。

- 1 青少年相談センターにおける相談・支援事業** **重点 I**
6,050万円 (6,106万円)

青少年及びそのご家族を対象とした総合相談や自立に向けた支援を実施するとともに、青少年の自立を支援する団体等と連携して、社会参加体験機会の提供や青少年の支援を担う人材の育成に取り組みます。また、ひきこもり等の経験のある当事者がピアサポーターとして、相談支援等への協力を行います。

 - (1) 当事者支援（電話相談、来所相談、訪問、グループ活動、社会参加体験事業、ピアサポーター事業等）
 - (2) 家族支援（家族勉強会、家族の集い、家族セミナー等）
 - (3) 関係機関等との連携促進及び青少年支援者への研修等

- 2 地域ユースプラザ事業** **重点 I**
1億3,764万円 (1億3,669万円)

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」（運営か所4か所）の事業費を補助します。ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所を運営するほか、地域で青少年の支援活動を行う団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行います。

- 3 若者サポートステーションにおける相談・支援<拡充>** **重点 I**
1億2,329万円 (1億1,962万円)

職業的自立に向けた相談支援等を行う若者サポートステーションの事業費を補助するとともに生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。（継続3か所（サテライト含む））

○事業内容

 - (1) 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
 - (2) 高等学校等出張相談
 - (3) 就職氷河期世代を対象とした支援プログラム

- 4 困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)** **重点 I**
6,830万円 (6,949万円)

来所や電話相談につながりにくいこどもや若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を毎日実施します。友人関係や進学・就職、ひきこもりに関することなど、様々な悩みごとに心理カウンセラー等の専門の相談員が対応します。また、必要に応じて青少年相談センターの直接支援につなげます。

- 5 ヤングケアラー支援事業<拡充>** **重点 I**
3,314万円 (4,688万円)

ヤングケアラーの様々な負担の軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体に対し補助をするとともに、SNSを活用したよこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施します。

ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、広く市民に向けた広報・啓発や研修を実施するとともに、子ども・若者育成支援推進法の改正を踏まえ、新たに早期発見・把握、支援に繋げるため、アンケートによる実態調査をモデル実施します。

また、「横浜市子ども・若者支援協議会」において、新たにヤングケアラー支援に関する学識経験者を加え、支援の充実に向けた議論を推進します。

- 6 寄り添い型生活支援事業** **重点 I**
3億5,378万円 (3億5,214万円)

保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、こども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活支援等を事業委託により実施します。また、狭小のため一部の事業所を移転します（1か所）。<社会福祉基金を活用> (18区21か所)

- 7 よこはま型若者自立塾** **2,276万円 (2,267万円)**

不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、本人の希望に沿った自立や生活スタイルの確立を目的として、低下した体力の回復、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方の習得等に係る支援事業を補助により実施します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を事業委託により実施します。

13		ひとり親家庭等の自立支援	事業内容
		ひとり親家庭に対して、就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。	
本 年 度		千円 716,870	<p>1 ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 7億1,687万円 (5億5,794万円)</p> <p>(1) 自立支援教育訓練給付金事業 主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。</p> <p>(2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。</p> <p>(3) 高等職業訓練促進給付金等事業<拡充> 看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。合わせて、看護師・介護福祉士・保育士の養成訓練を受講する場合に「特定高等職業訓練促進給付金」を上乗せして支給します。</p> <p>(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業<拡充> 高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要となる住宅支援資金の貸付を行います。7年度から住宅支援資金貸付の単価を増額します。</p> <p>(5) 日常生活支援事業<拡充> ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。7年度から利用要件を緩和し、離婚前から支援が必要な方も対象とします。</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（ひとり親サポートよこはま） ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー、ひとり親の親講座、父子家庭の交流事業等に関係機関と連携して実施し、自立を支援します。 <社会福祉基金を活用></p> <p>(7) 思春期・接続期支援事業 重点I 親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。 <社会福祉基金を活用></p> <p>(8) 養育費確保支援事業 離婚後に子を養育するひとり親が養育費や親子交流を取り決めた際に作成した債務名義の費用（収入印紙代や手数料等）、養育費保証契約にかかる費用、弁護士報酬に係る費用を負担した場合に補助を行います。 <社会福祉基金を活用></p> <p>(9) 情報提供・啓発事業<拡充> 「ひとり親家庭のしおり」を作成し、ひとり親家庭の方々に関連する制度等の案内の実施をします。令和6年5月に民法等の一部を改正する法律が成立し、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しがありました。これを受け、親権・監護、養育費、親子交流等について、取り決めの必要性や利用できる制度の案内を目的として、リーフレットを作成するなど啓発を行います。</p> <p>(10) ひとり親家庭大学等受験料補助事業<拡充> 児童扶養手当受給世帯のひとり親家庭の子が大学等を受験する際の受験費用の補助を実施します。7年度からは中学3年生・高校3年生が高校や大学等への進学に向けた模擬試験を受験する際の補助を新たに実施します。</p> <p>(11) ひとり親世帯フードサポート事業 物価高騰等により困窮しているひとり親世帯のために、母子福祉団体が実施する食品配付会の運営費用を助成します。</p>
前 年 度		557,937	
差 引		158,933	
本年度の財源内訳	国	405,221	
	県	56,400	
	その他	15,300	
	市 費	239,949	

14		D V 対 策 事 業		事業内容
				D V被害者及び困難を抱える女性、そのこどもが安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。
				1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 4,081万円 (4,328万円)
本 年 度		千円	129,602	(1) DV相談支援センター DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。また、相談・支援等の向上及び児童虐待対策との連携強化を図るため、研修等を実施します。
前 年 度			132,081	(2) DV被害者等の自立に向けた支援 DV被害者等の自立支援を行うために、民間支援団体に対し、補助を行います。また、民間団体と協働し「退所後支援事業」や「女性のための一時宿泊型相談支援事業」を実施します。
差 引			△ 2,479	(3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業 民間支援団体と協働し、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援等を行います。
本 年 度 の 財 源 内 訳	国		48,435	(4) 母子生活支援施設入所者の自立に向けた支援 母子生活支援施設入所者の自立支援や退所後支援を行うために、自立支援担当職員を配置する施設に対し、措置費を支弁します。
	県		25,725	
	その他		—	
	市 費		55,442	
2 若年女性支援モデル事業 重点Ⅰ				871万円 (871万円)
公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象として、アウトリーチ型の支援や居場所の提供等を実施している団体に対し、事業費の補助を行います。				
3 女性緊急一時保護施設補助事業				1,473万円 (1,475万円)
民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保します。				
4 加害者更生プログラムへの事業費補助				100万円 (100万円)
DV被害者支援の一環として、様々な形で加害者更生プログラムを実施している民間団体への補助を行います。				
5 母子生活支援施設緊急一時保護事業				6,435万円 (6,435万円)
DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施します。 (実施施設：7か所)				

15		児 童 扶 養 手 当 等		事業内容									
				ひとり親家庭等に対して、手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。なお、令和6年11月分から児童扶養手当制度が拡充されています。									
				1 児童扶養手当 重点Ⅱ 96億174万円 (89億4,788万円)									
本 年 度		千円	10,457,490	ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。									
前 年 度			9,853,731	(1) 支給月 奇数月に前2か月分を支給 (2) 月平均児童数 24,004人 (3) 手当額 (児童1人あたり・月額)									
差 引			603,759	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童1人目</td> <td>45,500円</td> <td>45,490～10,740円</td> </tr> <tr> <td>児童2人目以降 1人につき</td> <td>10,750円</td> <td>10,740～5,380円</td> </tr> </tbody> </table>		全部支給	一部支給	児童1人目	45,500円	45,490～10,740円	児童2人目以降 1人につき	10,750円	10,740～5,380円
	全部支給	一部支給											
児童1人目	45,500円	45,490～10,740円											
児童2人目以降 1人につき	10,750円	10,740～5,380円											
本 年 度 の 財 源 内 訳	国		3,177,233	※手当額は、「全国消費者物価指数」に合わせて毎年4月に改定									
	県		—	※R6.11月分から、所得制限限度額の引上げ及び第三子の手当額が増額									
	その他		20,237										
	市 費		7,260,020										
2 特別乗車券の交付<拡充> 8億5,575万円 (9億586万円)													
児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。(世帯に1枚交付)これまで利用できなかった地域交通にも乗車可能にします。 【7年度交付見込み】12,827枚													

16	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化		<p>事業内容</p> <p>「横浜市子供を虐待から守る条例」を基に、支援策の充実や組織的対応の強化、人材育成、関係機関相互の連携強化、広報・啓発等により、総合的な児童虐待防止対策を推進します。</p> <p>1 児童虐待対策の総合的な推進 <拡充> 重点 I 9億5,402万円 (8億1,268万円)</p> <p>(1) <u>区役所の相談支援機能の強化<拡充></u> 6年度から、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化するため、こども家庭センター機能を区こども家庭支援課に順次設置しています。 <u>7年度は、新たに港北区、戸塚区、瀬谷区の3区に設置し、計6区で運営します。</u> 設置・運営にあたりサポートプラン作成等においてマネジメントの中核を担う統括支援員を配置し、体制強化を図ります。</p> <p>(2) <u>新たな児童家庭相談システムの構築<新規></u> <u>区こども家庭支援課と児童相談所において、こどもと家庭の支援に関する情報を一元管理し、情報共有を円滑化する新たな児童家庭相談システムを構築します。</u>これにより、業務効率化を図り、専門職による個別支援や地域支援を強化します。</p> <p>(3) <u>多言語通訳対応の充実<拡充></u> <u>こどもとその家庭への支援を充実させるため、タブレット端末によるオンラインでの多言語通訳対応について、区役所窓口での実施に加え、新たに家庭訪問等での活用を試行実施します。</u></p> <p>(4) こども家庭相談 こども本人からの相談や妊娠期から思春期までの子育てに関する様々な不安や悩み、不登校やいじめ、ヤングケアラーなどの幅広い内容に対して、保健師・助産師や社会福祉職などの専門職が電話相談や来所相談に応じ、情報提供や専門機関への紹介等、適切な支援を行います。</p> <p>(5) 区役所における人材の育成 虐待対応における専門性強化のため、専門家による研修やスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図るとともに、区役所の調整担当者に対して、児童福祉法に規定する調整担当者研修を実施します。また、区役所へ児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医や、児童福祉の専門家を派遣し、児童虐待対応力の向上を図ります。</p> <p>(6) 関係機関との情報共有、連携強化 要保護児童対策地域協議会の支援体制の維持・向上のため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。また、県と協力し、児童相談所と警察との迅速な連携のため、システムを活用した情報共有を行います。</p> <p>(7) <u>親子関係形成支援<新規></u> <u>こどもとの関わり方や子育てに悩み、不安を抱えるなど、支援が必要な保護者に対し、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。</u>7年度は、<u>3区(保土ケ谷区、港北区、戸塚区)</u>でモデル実施します。</p> <p>(8) 児童虐待防止の広報・啓発 「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報啓発やSNS等を活用した広報啓発に取り組みます。また、重篤事例の検証結果を踏まえ、こどもの命の尊重や体罰によらない子育ての広報啓発に取り組みます。</p>	
	本年度	千円		5,734,734
	前年度			5,336,312
	差引			398,422
本年度の財源内訳	国	1,441,638		
	県	106,486		
	その他	24,235		
	市費	4,162,375		

2 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化＜拡充＞

47億8,071万円（45億2,364万円）

4か所の児童相談所で、相談や調査・支援、児童の一時保護等を実施します。
また、児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組めます。

(1) 児童虐待防止対策事業＜拡充＞

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組めます。

ア 児童虐待の相談・通告への対応

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

イ 在宅支援における訪問相談・安全確認等の充実

在宅での養育の安定を図るため、児童相談所から養育支援家庭訪問員や養育支援ヘルパーを派遣し相談や家事支援を行うことにより、児童の安全確認の徹底と再発防止に取り組めます。
(養育支援家庭訪問員：13名、養育支援ヘルパー派遣予定回数：8,882回)

ウ 法律や医療等の専門的対応力の強化 **重点I**

弁護士・医師や児童相談所業務の専門家等による高度な知見に基づき、対応困難な事例に対し、適切な評価・判断による支援を行います。弁護士による児童相談所職員への法的助言の機会を確保するとともに、一時保護施設アドボカシー事業として、引き続き外部弁護士が一時保護施設を定期的に訪問し、こどもの意見表明の機会を確保します。

エ 一時保護施設の環境の向上、原籍校への通学支援＜拡充＞

一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定に合わせ、より安心して過ごせるように児童の権利擁護や個別的なケアを推進していきます。児童の安全に配慮しながら原籍校への通学支援を行うことで教育を受ける機会を確保します。

オ 一時保護実施時の司法審査導入への対応＜新規＞

令和7年6月から一時保護を実施する際に裁判所による司法審査が導入されます。
司法審査に対応できるように法的対応の事務職員を配置し、体制の強化を図ります。

カ 児童相談所DX事業の推進

児童福祉司が保護者や児童との面接時等に使用するタブレット端末を増やし、助言やサポートを行う際に動画やイラストを用いて、よりわかりやすく説明できるように取り組めます。

(2) 児童相談所における人材の育成＜拡充＞

保育所や学校等に子どもや家庭の見守りのポイントについて助言を行い、早い段階で必要な支援窓口につなげる、アーリーヘルプが担える人材を育成します。

また、6年度に創設された「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を進めます。

(3) 児童相談所等の整備＜拡充＞

児童虐待相談対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、東部児童相談所（仮称）の新規整備を進めます（令和8年4月開所予定）。また、北部児童相談所一時保護所の空調設備更新工事及びみどりハイムの修繕のための設計を実施します。

■コラム

～横浜市子供を虐待から守る条例について～

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、こどもが虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の方でこどもと家庭を支える環境づくりを推進するため、議員提案により平成26年6月に制定され、同年11月に施行されました。また、令和元年6月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止が明文化されたことなどを踏まえ、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。

体罰など、こどもの品位を傷つける行為がなく、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。本条例において、横浜市、市民、保護者及び関係機関等の責務を定め、児童虐待対策の具体的な取組を明確にし、児童虐待防止及び適切な対応に取り組んでいます。

17		社会的養育の推進	事業内容
本年度		千円 9,161,219	<p>支援が必要な家庭で暮らすこどもや、代替養育を必要とするこどもが、落ち着いた環境の中で安定した生活が送れるよう、社会的養育推進計画に基づいて取組を進めていきます。</p> <p>1 里親制度等の推進<拡充> 2億9,658万円 (2億6,836万円)</p> <p>(1) <u>里親の確保に向けた取組<拡充></u> <u>里親フォスタリング機関の体制を強化することで、これまでの制度説明会や個別相談会に加えて、アウトリーチ型の里親リクルートを充実し、担い手を増やします。併せて、里親の法定研修のほか、各種研修の実施により里親の養育力を高めます。また、里親支援センターの設置に向けた検討を行います。</u></p> <p>(2) 里親家庭への支援 児童相談所の里親専任職員や里親対応専門員が施設など関係機関と連携して、委託前から委託後まで丁寧に支援します。また、里親フォスタリング機関による土日・夜間の相談対応のほか、里親会の里親サロンの開催等で、里親養育を支援します。</p> <p>(3) ファミリーホーム事業 地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホームを運営します。新規開設時の物件探しのサポートや費用補助を行うことで、新規ホームの開設を支援します。</p> <p>2 養育支援の充実<拡充> 7億1,715万円 (6億1,780万円)</p> <p>(1) <u>横浜型児童家庭支援センター<拡充></u> <u>児童家庭支援センターで、相談員や心理担当職員が家庭の子育てに関する様々な相談に応じ、区役所・児童相談所など関係機関と連携し専門的な相談、支援が必要な家庭の見守りなどを行います。また、区役所・児童相談所から在宅家庭支援の要請を受けて、訪問等による指導・支援を新たに</u> <u>行います。</u></p> <p>(2) 子育て短期支援事業 保護者の病気等の理由で、一時的に家庭でのこどもの養育が難しくなった場合、各区の児童家庭支援センターや市内の乳児院等でショートステイやトワイライトステイなどの一時的な預かりを実施します。</p> <p>3 児童措置費等<拡充> 76億1,666万円 (71億1,548万円)</p> <p>児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設や里親等に措置・委託した際や、母子生活支援施設や助産施設に入所した際の、施設の運営等にかかる費用を支弁します。また、入所児童等の教育費や、施設職員の処遇改善や経験等に応じた加算を実施し、児童の養育環境の向上を図ります。 <u>また、施設職員の専門性の向上のため、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得に係る費用（研修受講費、旅費、代替職員の配置等）を支弁します。</u></p> <p>4 こどもの意見表明支援事業<拡充> 1,438万円 (951万円) 重点I</p> <p>児童福祉法の改正を踏まえ、意見表明支援員の児童養護施設・里親等への訪問回数を年2回に拡充し、こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例に定める「こどもが意見を表明する機会」を確保します。</p> <p>5 施設を退所するこども等への支援<拡充> 5億1,646万円 (4億2,447万円)</p> <p>(1) <u>社会的養護自立支援拠点事業（旧「施設等退所後児童に対するアフターケア事業」）<拡充></u> <u>施設等入退所者や、虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった人等が、社会で自立した生活を送れるよう相談支援を実施し、居場所(B4S PORT よこはま)の運営や心理的ケアを行います。</u> <u>また、弁護士等の配置等により早期に相談できる体制の確保や、帰住先を失っている対象者を一時的に宿泊させ、食事・入浴等の提供、専門的アドバイスの実施にかかる補助を拡充します。</u></p> <p>(2) 資格等取得支援事業 施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得の費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。 <u><社会福祉基金を活用></u></p> <p>(3) 自立援助ホーム事業 義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営します。また、新規ホームの開設を支援します。</p>
前年度		8,435,631	
差引		725,588	
本年度の財源内訳	国	4,096,824	
	県	56,456	
	その他	75,980	
	市費	4,931,959	

18		ワーク・ライフ・バランスの推進	
本年度		千円 10,654	
前年度		10,235	
差引		419	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	4,590	
	その他	50	
	市費	6,014	

事業内容

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、普及・啓発、父親育児支援、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進<拡充> 1,065万円 (1,024万円)

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
社会全体で子育てに取り組む気運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。

(2) 父親育児支援
地域ケアプラザ等の身近な施設及び市内企業においても父親育児支援講座を開催します。
また、ウェブサイト（ヨコハマダディ）等による情報発信を行います。



(3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援<拡充>
結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けにセミナーを開催します。
また、高校生や大学生等の若い世代向けに、自分自身の考えや見通しを整理するための機会や知識の提供など、ライフデザイン支援に取り組みます。

計画の推進

19		計画の推進	
本年度		千円 21,549	
前年度		36,783	
差引		△ 15,234	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	21,549	

事業内容

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」を推進するため、こどもの意見を大切にするための気運醸成に取り組むとともに、子育て世帯向けの意識調査の実施や、計画の点検・評価等のための会議を開催します。

また「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を推進するため、有識者等を含む会議を開催します。

1 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進<拡充> 2,032万円 (3,571万円)

(1) こどもの意見を大切にする気運醸成<拡充> **重点I**
こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例を踏まえ、こどもの意見を社会全体で大切にしていけるための広報・啓発に取り組みます。

(2) 計画の推進に係る調査等<新規>
社会状況の変化等を踏まえ、取組内容の充実や柔軟に施策を展開していくため、ニーズの把握や事業の効果検証などの視点を盛り込んだ、子育て世帯向け意識調査等を行います。

(3) 横浜市子ども・子育て会議の開催
有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画の実施状況の点検・評価等に関する審議を行います。

2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進 123万円 (107万円)

こどもや家庭への支援に関わる団体・事業者や学識経験者、学校関係者等からなる「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」を開催し、計画推進のための意見聴取等を行います。

20		児童手当	
本年度	千円	70,226,920	
前年度		55,734,493	
差引		14,492,427	
本年度の財源内訳	国	56,851,907	
	県	6,464,383	
	その他	7,193	
	市費	6,903,437	

事業内容

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。
 なお、令和6年10月分から児童手当制度が拡充されています。

1 児童手当 重点Ⅱ 702億2,692万円 (557億3,449万円)

(1) 対象
 高校生年代までの児童

(2) 手当額 (児童1人あたり)

3歳未満	第1・2子	月額 15,000円
	第3子以降	月額 30,000円
3歳以上 高校生年代まで	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 30,000円

(3) 支給月
 偶数月に前2か月分を支給

(4) 月平均児童数
 475,383人

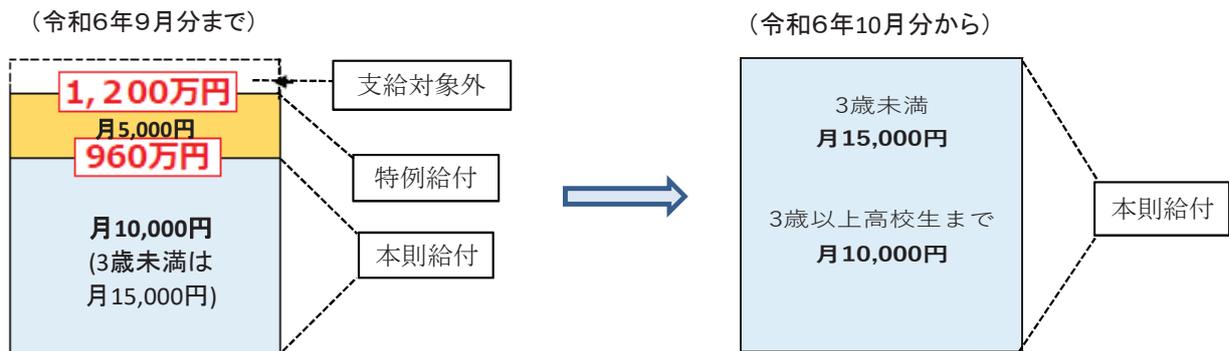
【参考】

令和6年10月1日施行の児童手当法一部改正等により、所得制限の撤廃、支給期間の延長、多子世帯への手当の増額が行われました。年3回の支給が隔月(偶数月)の年6回となりました。

<改正内容>

- ①所得制限撤廃・・・所得制限を撤廃し、全員が本則給付になりました。
- ②支給期間の延長・・・支給期間を中学校修了までから高校生年代まで延長しました。
- ③多子世帯への加算・・・高校生年代までの第3子以降の支給額を、月15,000円から月30,000円に増額しました。
- ④支給回数を年6回・・・年3回であった支給を隔月(偶数月)の年6回とし、前2か月分を支給しています。

【所得制限撤廃の具体例】



※扶養人数により、基準となる所得額は異なります。
 図は扶養人数3人(児童2人、年収103万円以下の配偶者で構成される4人家族)の場合の例です。

※0歳から高校生までのうち、
 第三子以降は月30,000円

21		母子父子寡婦福祉資金貸付事業 （母子父子寡婦福祉資金会計）		千円
本 年 度				320,099
前 年 度				262,575
差 引				57,524
本 年 度 の 財 源 内 訳	国			—
	県			—
	その他			284,606
	市 費			35,493

事業内容

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。

1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 **3億2,010万円**（2億6,258万円）

(1) 対象者
 ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等
 イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人

(2) 主な資金
 修学資金、就学支度資金等（12資金）

(3) 貸付利子
 無利子又は年利1.0%

(4) 償還について
 滞納者に対しては電話・通知での償還交渉を行います。
 ○期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内

(5) 貸付限度額（例：修学資金）
 ○私立高校（自宅通学）：30,000円／月額
 ○私立大学（ ” ）：72,000円／月額
 ○大学院（修士課程）：88,000円／月額

(6) 国への償還及び一般会計への繰入れ
 5年度の決算において生じた剰余金について、国の定める算定方法に基づき、一部を国へ償還し、一部を一般会計へ繰り入れます。
 ○国への償還額 6,821万円（6年度：1,847万円）
 ○一般会計繰出金 3,403万円（6年度：921万円）

■ 横浜市中期計画における政策別の事業概要掲載項目について

＜政策1＞ 切れ目なく力強い子育て支援 ～妊娠・出産期・乳幼児期～

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実】		
出産費用助成事業		P.13
出産・子育て応援事業		P.13
妊婦のための支援給付事業	拡充	P.13
妊婦等包括相談支援事業		P.13
子育て世代包括支援センター事業		P.13
妊婦・産婦健康診査事業	拡充	P.13
妊婦歯科健康診査事業		P.13
母子保健指導事業		P.13
乳幼児健康診査事業	拡充	P.14
妊娠・出産サポート事業	拡充	P.14
育児支援事業	拡充	P.14
こんにちは赤ちゃん訪問事業	拡充	P.14
乳幼児発達支援事業		P.14
視聴覚検診事業	拡充	P.14
不妊・不育相談等支援事業		P.14
妊産婦・こどもの健康相談事業		P.14
【2 地域における子育て支援の充実】		
地域子育て支援拠点事業	拡充	P.15
親と子のつどいの広場事業	拡充	P.15
保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	拡充	P.16
子育て支援者事業		P.16
親子の居場所事業（常設）従事者のための体系的な研修の実施		P.16
子育て応援アプリ「パマトコ」事業	拡充	P.16
ハマハグ推進事業		P.16
子育てタクシー普及促進事業	新規	P.16
【18 ワーク・ライフ・バランスの推進】		
ワーク・ライフ・バランスの推進	拡充	P.38
【20 児童手当】		
児童手当		P.39

<政策2> 切れ目なく力強い子育て支援 ～乳幼児期・学齢期～

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【2 地域における子育て支援の充実】		
横浜子育てサポートシステム事業		P.15
【3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等】		
「教育・保育給付」の認定を受けたこどもの保育・教育	拡充	P.17
延長保育事業		P.18
市立保育所民間移管事業		P.18
横浜保育室助成事業		P.18
認可外保育施設等への助成		P.18
保育所等における業務効率化		P.18
にもつ軽がる保育園		P.18
給付費事務、保育所入所事務のDX化		P.18
指導・監査		P.18
【4 幼児教育の支援】		
私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費		P.19
私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～	拡充	P.19
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	拡充	P.19
私立幼稚園等一時預かり保育事業		P.19
私立幼稚園等補助事業		P.19
私立幼稚園等個別支援教育費補助事業		P.19
私立幼稚園等施設整備費補助事業		P.19
幼稚園教諭等住居手当補助事業		P.19
【5 多様な保育・教育ニーズへの対応】		
一時預かり事業	拡充	P.20
いざというときの一時預かり事業	新規	P.20
24時間いつでも預かり保育事業	拡充	P.20
幼稚園等における長時間預かり・一時預かり	拡充	P.21
商業・集客施設等での一時預かり促進事業	新規	P.21
こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業	新規	P.21
病児・病後児保育事業	拡充	P.21
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	拡充	P.22
障害児や医療的ケア児の受入れ推進	拡充	P.22
外国につながるこどもへの支援	拡充	P.22
【6 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保】		
保育・教育の質向上の仕組みづくり		P.23
保育・幼児教育職員等研修		P.23
保育資源ネットワーク構築事業の充実		P.23
幼保小連携・接続事業		P.24
保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保	拡充	P.24

【7 保育・教育の場の確保】		
変化する保育ニーズに応えるための既存活用策の推進		P.25
保育所等の新規整備等	拡充	P.25
保育所等における多機能化	拡充	P.26
保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信	拡充	P.26
【8 放課後の居場所づくり】		
放課後キッズクラブ事業	拡充	P.27
小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業		P.27
放課後児童クラブ事業	拡充	P.27
放課後児童サポート事業	拡充	P.27
小学生の朝の居場所づくりモデル事業	拡充	P.28
特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業		P.28
【19 計画の推進】		
こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進	拡充	P.38

＜政策3＞ 困難な状況にある子ども・家庭への支援

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【8 放課後の居場所づくり】		
プレイパーク支援事業	拡充	P.28
【9 こども・若者の健全育成の推進】		
青少年を育む地域の環境づくり		P.29
こども食堂等支援事業	拡充	P.29
青少年育成に携わる団体等の支援		P.29
青少年関係施設の運営等		P.29
横浜市子ども・若者支援協議会の運営		P.29
【12 困難を抱えやすい子ども・若者への支援の充実】		
青少年相談センターにおける相談・支援事業		P.32
地域ユースプラザ事業		P.32
若者サポートステーションにおける相談・支援	拡充	P.32
困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室）		P.32
ヤングケアラー支援事業	拡充	P.32
寄り添い型生活支援事業		P.32
よこはま型若者自立塾		P.32
【13 ひとり親家庭等の自立支援】		
ひとり親家庭等自立支援事業	拡充	P.33
【15 児童扶養手当等】		
児童扶養手当		P.34
特別乗車券の交付	拡充	P.34
【17 社会的養育の推進】		
施設を退所する子ども等への支援	拡充	P.37
【19 計画の推進】		
横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進		P.38
【21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子父子寡婦福祉資金会計）】		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		P.40

<政策4> 児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【14 DV対策事業】		
DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実		P.34
若年女性支援モデル事業		P.34
女性緊急一時保護施設補助事業		P.34
加害者更生プログラムへの事業費補助		P.34
母子生活支援施設緊急一時保護事業		P.34
【16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化】		
児童虐待対策の総合的な推進	拡充	P.35
児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化	拡充	P.36
【17 社会的養育の推進】		
里親制度等の推進	拡充	P.37
養育支援の充実	拡充	P.37
児童措置費等	拡充	P.37
こどもの意見表明支援事業	拡充	P.37

<政策5> 子ども一人ひとりを大切にした教育の推進

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【5 多様な保育・教育ニーズへの対応】		
プレイフルラーニングのモデル実施	新規	P.21

<政策13> 障害児・者の支援

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【10 地域療育センター運営事業】		
地域療育センター運営事業	拡充	P.30
【11 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実】		
障害児通所支援事業等	拡充	P.31
学齢後期障害児支援事業		P.31
障害児医療連携支援事業	拡充	P.31
特別児童扶養手当支給事務費		P.31
障害児入所支援事業等	拡充	P.31

<政策35> 地域で支える防災まちづくり

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実】		
妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業	拡充	P.14

■横浜市子どもの貧困対策に関する計画と令和7年度事業概要との関係

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画（4年度～8年度）」に基づき、こどもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めていきます。

項目名	新規・拡充	掲載ページ
1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」		
寄り添い型生活支援事業		P.32
寄り添い型学習支援事業《健康福祉局》		—
放課後学び場事業《教育委員会事務局》		—
就学奨励事業《教育委員会事務局》		—
2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」		
こども食堂等支援事業	拡充	P.29
青少年相談センターにおける相談・支援事業		P.32
地域ユースプラザ事業		P.32
若者サポートステーションにおける相談・支援	拡充	P.32
困難を抱える若者に対する SNS 相談事業		P.32
ヤングケアラー支援事業	拡充	P.32
困難を抱える高校生支援事業（横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援） 《教育委員会事務局》	—	—
3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」		
児童扶養手当		P.34
ひとり親家庭等自立支援事業	拡充	P.33
ひとり親世帯等に対する減免制度		—
4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」		
社会的養護自立支援拠点事業	拡充	P.37



CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん

